

## 平成30年度 文教委員会資料②

### 【所管事務の調査（報告）】

#### 「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」の策定について

資料1 「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（案）に関する  
パブリックコメント手続の実施結果について

資料2 「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」  
パブリックコメント反映箇所の新旧対照表

資料3 第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）

資料4 第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）の概要

市 民 文 化 局

（平成31年3月11日）

# 「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（案）に関する パブリックコメント手続の実施結果について

## 1 概要

本市では、平成 26(2014)年 3 月に策定した「第 2 期川崎市文化芸術振興計画」（計画期間：概ね 10 年間）に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。

今年度、策定から 5 年が経過し、計画期間の中間年を迎えることから、第 2 期計画策定後の状況の変化等を踏まえて見直しを行い、平成 31(2019)年度から 5 年間の計画期間とする「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」の案を作成し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、合わせて 12 通 23 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

## 2 意見募集の概要

題名	「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（案）について
意見の募集期間	平成 30(2018)年 11 月 20 日(火) ～ 平成 30(2018)年 12 月 20 日(木)
意見の提出方法	電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市ホームページ</li> <li>・市政だより</li> <li>・紙資料の閲覧</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区役所市政資料コーナー、支所及び出張所の閲覧コーナー、</li> <li>各市民館、各図書館、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、</li> <li>市民文化局市民文化振興室</li> </ul> </div>
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・川崎市ホームページ</li> <li>・紙資料の閲覧</li> </ul> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>各区役所市政資料コーナー、支所及び出張所の閲覧コーナー、</li> <li>各市民館、各図書館、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、</li> <li>市民文化局市民文化振興室</li> </ul> </div>

### 3 結果の概要

意見提出数(意見件数)		12通(23件)
内訳	電子メール(専用フォーム)	6通(13件)
	ファクシミリ	1通(3件)
	郵送	5通(7件)
	持参	0通(0件)

### 4 御意見の内容と対応

パブリックコメントでは、計画への位置づけや取組の推進が必要な文化芸術の分野や事業に関する御意見のほか、子どもが文化芸術に触れる機会の充実に関する御意見や、文化芸術事業の広報に関する御意見などが寄せられました。

こうした御意見を踏まえ、目次に基本目標と施策の項目を追加するほか、第3章に川崎市文化賞等の贈呈に関する記述を追加するなど、一部の御意見を反映し、「第2期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)」を策定します。

#### 【御意見に対する本市の考え方の区分】

- A : 御意見を踏まえ、計画に反映させるもの
- B : 御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの
- C : 今後の取組を進めていく上で参考とするもの
- D : 案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの
- E : その他

#### 【御意見の件数と対応区分】

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般に関すること				2		2
(2) 第1章(第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって)及び第2章(本計画の基本的な考え方)に関すること			1	1		2
(3) 第3章(本計画の体系と施策の展開)及び第4章(計画の推進について)に関すること	2	10	1	2		15
(4) その他	1	1	1	1		4
合計	3	11	3	6	0	23

※具体的な御意見の内容と市の考え方については、次ページ以降を御参照ください。

## 5 具体的な御意見の内容と市の考え方

### (1) 計画全般に関すること

No.	御意見の趣旨	御意見に対する市の考え方	区分
1	<p>計画(案)を読む限り、総花的で心地良い言葉を羅列した表面的なお題目に終始していると思わずにはられない。川崎市が運営管理している足元の施設などの実態についてどの程度把握して計画しているのか甚だ疑問である。</p> <p>計画(案)には一番大切な不変の根源である「哲学・理念・精神」が不足しており、不信感を持つ。都度、目先のことに囚われ、手を変え品を変え計画(案)を作成していることにほかならないと感じる。</p>	<p>本市が管理運営している施設については、各施設の所管部署において常に現状把握や事業の進捗管理などを行うとともに、川崎市文化芸術振興庁内推進委員会等を通じて情報や課題の共有を行ったうえで、本計画を策定しています。</p> <p>川崎市文化芸術振興条例では、本市の文化芸術振興に関する基本理念などを定めており、本計画では第2章の2で、条例の趣旨を踏まえた「本市の文化芸術振興施策の基本方針」を明記し、計画の体系や計画に基づく施策の展開にあたり、その上位に位置づけています。</p>	D
2	<p>計画(案)の至るところに「ボランティア」という言葉が羅列されているが、その「在り方、位置づけ、金銭支援、感謝、敬意、誇り、貢献など」をどのように考えているのか。これらを語らずに、軽々しく「ボランティア」ということを言わないで欲しい。</p> <p>「ボランティア」という言葉を一括りにし「ボランティア＝無償」との考えのもと、暇な時間を持て余している人を無償で活用し、費用を浮かし、感謝、敬意、誇りなどを型として何も与えず、自治体の都合の良い概念解釈で計画(案)を作成し実行しようとしていると思える。ボランティアの概念を一括りにせず有償・無償を区分けし、継続できる政策や仕組みに変えることが大切ではないか。</p>	<p>現在、文化芸術イベントの運営や文化関連施設のガイドなど、様々な場面でボランティアの方々に活躍していただいております。イベントや施設の運営にあたり必要不可欠な存在となっております。また、ボランティアに従事されている方々は、社会貢献や生きがい、自分が暮らすまちを良くしたいといった気持ちをもって活動されており、そうした主体的な御協力を得て、事業面でも良い効果が生まれています。イベントや施設の運営等にあたっては、ボランティアに従事していただく方々の主体性を尊重したうえで、協働した取組を行っているところでありますので、今後とも御理解と御協力のほどお願いいたします。</p>	D

### (2) 第1章(第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって)及び第2章(本計画の基本的な考え方)に関すること

No.	御意見の趣旨	御意見に対する市の考え方	区分
3	<p>地域の歴史や伝統文化等の資源(どんど焼き、納涼祭や盆踊りなど)を、文化芸術振興の対象として明示して頂きたい。このような地域の伝統行事を継続していくことは、地域のコミュニティへの参加のきっかけとなり、人と人のつながりを生み出し、コミュニティの活性化につながる展開が期待される。</p>	<p>本計画の対象としては、第2章の3「本計画の位置づけ」にあるとおり、文化芸術基本法第3章の規定に基づき定めております。また、どんど焼きや納涼祭、盆踊り等の地域で行われているいわゆる年中行事については、地域によって実施する行事も多岐にわたることから、記述としては案のままいたしますが、地域におけるこうした活動は、コミュニティの形成や活性化につながるものと考えております。</p>	D

4	<p>参酌するのは「国」の計画だけでなく、神奈川県文化芸術振興計画の方向性等も参考にすべきではないか。少なくとも県の方向性は市町村との連携を望んでいると思われ、川崎市としてもそのメリットを活用していく姿勢を示すべきと思う。</p>	<p>神奈川県と本市との関係では、神奈川県フィルハーモニー交響楽団の活動支援や、神奈川県の広報媒体による情報発信、文化関連施設間での広報物の配架等の連携した取組を行っており、今後もこうした連携・協働を進めてまいります。</p>	C
---	---	---	---

(3) 第3章(本計画の体系と施策の展開)及び第4章(計画の推進について)に関すること

No.	御意見の趣旨	御意見に対する市の考え方	区分
5	<p>子どもが文化芸術に触れ、興味を持ち、実際に活動してもらうためには、学校の授業等の中で文化に触れていただくのが最も効果的であり、「子どもや若者の文化芸術に触れる機会の充実」に関して、学校での文化に係る取組が必要である。</p>	<p>子どもの頃から文化芸術に触れることで、豊かな感性と多角的な思考力を育むことや、次世代の担い手の育成につながることを期待されることから、文化芸術振興を推進するうえで学校教育と連携することは大変重要であると考えています。</p> <p>本計画でも、基本目標2施策1の中で「地域の文化団体や伝統芸能と学校教育との連携の推進」(P.22)を位置づけているほか、美術館・博物館での教育普及事業等の中で、学校教育機関と連携した取組を行っており、引き続き、文化関連施設と学校教育機関との双方向の取組を充実してまいります。</p>	B
6	<p>各区文化団体は、会員の高齢化が進み、将来団体としての活躍が出来なくなる恐れがある。第4章に文化団体に期待される記載があるが、今後も団体が維持できるような取組が必要である。</p>	<p>今年度、各区の文化協会などに実施したアンケートでも、加盟団体の活動における課題として、「活動員が高齢化している」ことや「次の世代への活動継承」が多く挙げられています。</p> <p>こうしたことも踏まえ、本計画では基本目標2施策1の中で「文化芸術に関する担い手の育成や技術・技能の継承に資する取組の検討」(P.21)や「子どもや若者による文化芸術鑑賞や文化芸術活動の更なる拡大に資する取組の検討」(P.22)を位置づけており、文化芸術団体の維持や発展につながる取組を推進してまいります。</p>	B
7	<p>訪日外国人の増加や宿泊需要の高まりに伴い、多様な新しいタイプの宿泊施設が誕生し、川崎市でも文化情報発信の交流拠点となる宿泊施設が開業しており、宿泊施設との連携による波及効果の促進が必要である。文化芸術発信の場としての活用は勿論、宿泊施設自身のプロモーション活動と協働した川崎の文化芸術資源の発信や、市内宿泊施設の連携促進を情報発信やプロモーション、イベント等で図らせることで波及効果をつくるなど、川崎市内の宿泊施設のポテンシャル</p>	<p>本市に立地する商店街や商業施設等では文化芸術に関する取組が活発に行われており、本市ではこれらの取組を地域の文化芸術資源の一つとして考えています。宿泊施設についても、本市や地域が実施するイベントと連携した取組や情報発信等を行っており、今後とも本市の魅力発信に向けた取組を推進してまいります。</p>	C

	ルを最大限、効果的に活かす施策の推進をお願いしたい。		
8	基本目標1の施策2「地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進」に関して、川崎市を代表する地域資源である、川崎大師を活用したまちづくりについての取組が必要である。	川崎大師(平間寺)は、歴史的には参詣などにおける人の往来と営みの中で川崎の文化が育まれてきたという経過があり、絵画を中心に市の指定文化財を数多く所蔵しています。また、現在も初詣をはじめ、楽大師や風鈴市、薪能など様々な行事を通じて多くの方が訪れていることなどから、地域の文化芸術資源の一つとして考えており、今後とも観光振興施策と連携しながら、地域資源を活用した本市の魅力として発信する取組を進めてまいります。	B
9	日本の食文化は訪日外国人にとって大きな関心事であり、川崎市も川崎の食文化の発掘と連携を行い、食に関心の高い人や企業、団体が交流しながら食文化を国内外に発信できれば、市民のみならず市外居住者や訪日外国人に対する魅力発信の取組につながる。基本目標1の施策3「川崎の文化」の国内外への発信に関して、川崎の食文化の発信についての取組が必要である。	市内には地域に根ざした名産品や食品が存在しており、これらは川崎の文化を形成する一つの要素と考えていますので、今後とも観光振興施策と連携しながら、本市の魅力として発信する取組を進めてまいります。	B
10	これからの時代の代表となる「子供達」に、約束事や目的を伝え、体験できる機会となる、日本を代表する伝統文化である、きもの教育の普及に協力して頂きたい。	衣食住など暮らしの中で培われた伝統文化は、生活習慣などにも深く関わるものであり、子どもがこうした文化に触れ、理解を深めることは、文化芸術振興や生涯学習の観点で意義深いことと考えていますので、イベントへの後援などを通じて活動の支援を行ってまいります。	B
11	異文化交流を通じて、広い視野を持つ心を育てるイベントに協力して頂きたい。(青少年育成及び生涯教育)	交流イベントなどを通じて異文化理解を進めることは、国籍や民族、文化の違いを豊かさとして生かし、すべての人が互いに認め合う多文化共生社会の実現に資するものと考えています。そのため、本計画では基本目標1施策3の中で「文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流を促進」する旨を位置づけており(P.20)、イベント等への後援などを通じて活動の支援を行ってまいります。	B
12	川崎市における文化プログラムの推進は、beyond2020 プログラムによるとあり、既存の事業を障害者や外国人への配慮にすると多言語で広報もしてくれるなど、費用もかからずに、認証にあたっての配慮が多くの方にもメリットになると思うので、とても良いと思う。	beyond2020 プログラムについては、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりや、川崎の個性あふれる独自の文化や文化施設の魅力を活かした様々なイベントの実施といった、本市の方向性と合致していることから、この認証制度を活用した文化プログラムを推進することとし	B

		ています。認証制度は広報面のメリットとして活用するだけでなく、制度の活用を通じて、共生社会や国際化につながる東京 2020 大会終了後のレガシー創出を目指した取組を進めてまいります。	
13	基本目標1の施策3の「イベント等の対象者に合わせた媒体による効果的な情報発信」の「媒体」は「広報媒体」だと思うので、修正をお願いしたい。また、国外に発信するとなると多言語対応が必須だと思うので、広報に限らず、「多言語化の推進」を位置づけてほしい。	御意見のとおり、ここでの「媒体」は広報媒体のことを指しています。また、訪日外国人や外国人居住者への発信にあたり多言語対応は重要であると考えていますので、御意見を踏まえて、「イベント等の対象者に合わせた広報媒体による効果的な情報発信及び多言語化の推進」に記載を改めました(P.20)。	A
14	川崎市では、毎年、文化賞を実施しているが、計画上のどこに位置づけがあるのかわからない。	本市では、文化、芸術等の各分野で顕著な活躍のあった個人・団体に対して川崎市文化賞等を贈呈しており、計画上は、基本目標3施策3に位置づけていますが、御意見を踏まえて、「〇アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、川崎市文化賞等の贈呈等、文化芸術活動に関する発表や顕彰の機会の充実」(P.27)に記載を改めました。	A
15	芸術文化に触れる環境づくりに、沿線まちづくりや地域を対象とした文化芸術の充実策や取組が必要と考える。例えば、多摩区と麻生区の芸術文化に関する情報を協力して発信することで、情報量が増えて、触れる機会の拡大につながる。	文化芸術に触れる機会の拡大にあたり、情報発信を充実させることは重要であると考えていますので、事業の内容や対象に応じて、地域の団体とも連携しながら、今後ともより一層効果的な発信に努めてまいります。	B
16	「本計画で目指すまちの姿」で「誰もが文化芸術を楽しめるまち」とあるが、「誰もが」の部分が主に障害者の対応に限られている印象がある。在住外国人等との多文化共生やヘイトスピーチに屈しない基本的人権を尊重する姿勢など、きちんと明記した方が良いと思う。	文化芸術の振興にあたっては、障害のある方のみならず、子ども連れの方や高齢の方など、様々な方がそれぞれの状況に応じて文化芸術に触れる環境を整備することが重要であり、また、文化芸術への参加を通じて、多様な価値観を尊重し、他者との相互理解が進むものと考えています。そのため、本計画では、基本目標1施策3に文化芸術事業等を通じた多文化共生の取組の推進について位置づけており(P.20)、人権施策とも連携しながら、多文化共生に向けた取組を進めてまいります。	B
17	「施設間の連携・協力」に「文化施設相互の連携の拡充」とあるが、市内の文化施設に限らず、川崎からの発信力の強化のためには、市外(県立・他県の文化施設等)との連携も拡充していくべきと思う。特に神奈川芸術劇場の諸機能(作品創作、舞台技術、人材育成、協働ネットワーク等)	市外の文化施設等との連携につきましては、同種の施設間による連携だけではなく、文化庁や全国博物館協会、神奈川県博物館協会、全国公立文化施設協会、神奈川県公立文化施設協議会、神奈川県民ホールなど、関係の施設や団体が実施する研修の受講等を	B

	との連携は、川崎市の文化施設にとっても有益と思う。	通じて、本市の文化施設職員の人材育成等を行っています。神奈川芸術劇場の取組につきましても、神奈川県等を通じて随時情報提供をいただいていますので、今後より一層連携を進め、本市の文化施設のより良い運営や事業の実施につなげてまいります。	
18	文化関連施設の役割は、「文化芸術の創造拠点」「市民活動拠点」「魅力発信拠点」に分類し、それぞれ役割を担っていくとしているが、この分類では、基本目標と施策の展開との関係性が分かりにくい。	文化関連施設における基本的な取組については、基本目標3施策1に位置づけておりますが、第3章の3「横断的な視点」で例示したように、多様な役割を担っている施設もあることから、こうした役割を第4章の2「求められる役割」で別途整理いたしました。各施設においてはそれぞれの役割を踏まえて、効果的な運営に努めてまいります。	D
19	計画の年度管理の、PDCA サイクルの項目は大分あっさりしている感がある。川崎市にマッチする政策評価の手法の研究に着手するなど、具体的なアクションプランを書いたり、評価システムの確立を目標として掲げるなど、対応を強化する趣旨を書いた方が良いと思う。	本市では、各事業の政策評価については、川崎市総合計画における施策及び事務事業の評価を通じて進行管理を行うこととしています。これに加えて、本計画に位置づけられている事業については、文化芸術振興庁内推進委員会において、計画体系に関する取組の実施状況や「横断的な視点」に関する実施状況などを把握するとともに、その中で抽出された課題等について検証することで、各事業への改善につなげてまいります。	D

(4) その他

No.	御意見の趣旨	御意見に対する市の考え方	区分
20	イベント時の呼びかけを「広報」で伝えていただき、集客への協力をして頂きたい。	文化芸術に関わる事業については、申請に基づき、「市民文化局事業等の共催及び後援に関する事務取扱要綱」上、要件を満たしている事業に対して、本市の共催又は後援名義の承諾を行い、賞状の交付や広報に関する協力などを行っております。また、「beyond2020プログラム」の認証を受けた事業についても、本市を通じて文化庁が運営するホームページ「カルチャー・ニッポン(Culture NIPPON)」に掲載されるなど、広報に関する協力を行っておりますので、引き続きこうした取組により活動の支援を行ってまいります。	B
21	目次を見て施策がわかるよう基本目標と施策を追加したほうが見やすい。	御意見を踏まえて、目次の第3章中に、基本目標と施策の項目を追加いたしました。	A
22	川崎市に特徴的な南北格差の解消について	本市は多摩川に沿って南北に長い形状か	D

	触れた方が良いのではないか。	ら、それぞれの地域で特色のある文化芸術や伝統芸能が育まれてきたことから、こうした地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行ってまいります。	
23	他都市の文化計画を見ると、アンケート結果など各市の文化に対する市民への関わりが表になっているものが多いので、川崎市でもデータ的なものを追加してほしい。また、他都市との比較で川崎市の何が優れていて、何が劣っているのかわかるよう他都市との比較のものがあると、今後川崎市が力を入れていかなければならないものがわかると思う。	今年度、市民アンケート及び文化団体に対するアンケートを実施いたしましたので、その結果を巻末の参考資料に掲載いたしました(P.44～)。また、本市と他都市との比較については、現状では文化芸術分野における統計資料等が乏しく、国においても文化芸術に関する国内外の情報や各種データの収集・分析、将来推計等に関する調査研究の充実は中長期的課題として整理されており、国の動向等も踏まえながら、今後活用可能なデータの収集、分析に努めてまいります。	C

「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」パブリックコメント反映箇所の新旧対照表

意見 No.	反映 箇所	変更後	変更前
13	20 ページ	○イベント等の対象者に合わせた <u>広報媒体による効果的な情報発信及び多言語化の推進</u>	○イベント等の対象者に合わせた媒体による効果的な情報発信
14	27 ページ	○アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、 <u>川崎市文化賞等の贈呈等、文化芸術活動に関する発表や顕彰の機会の充実</u>	○アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援等、 <u>日頃の文化芸術活動の発表の場の提供</u>
21	目次	<p>第3章 本計画の体系と施策の展開</p> <p>1 本計画で目指すまちの姿</p> <p>2 基本目標と施策の展開</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策3 「川崎の文化」の国内外への発信</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策1 文化施設等の効果的な運営</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供</u></p> <p style="padding-left: 4em;"><u>施策3 文化芸術活動への市民参加の促進</u></p> <p>3 横断的な視点</p>	<p>第3章 本計画の体系と施策の展開</p> <p>1 本計画で目指すまちの姿</p> <p>2 基本目標と施策の展開</p> <p>3 横断的な視点</p>

# 第 2 期川崎市文化芸術振興計画

改訂版

平成 31 (2019) 年度～平成 35 (2023) 年度

平成 31 (2019) 年 3 月

川崎市

# 目次

## 第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

1	改訂の経緯	1
2	第2期計画について	1
3	第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化	6
4	本市の文化芸術振興の現状	7

## 第2章 本計画の基本的な考え方

1	計画の改訂の方針	10
2	本市の文化芸術振興施策の基本方針	10
3	本計画の位置づけ	12
4	計画期間	13
5	これからの本市の文化芸術振興の方向性	13

## 第3章 本計画の体系と施策の展開

1	本計画で目指すまちの姿	15
2	基本目標と施策の展開	16
	基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり	16
	施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進	16
	施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進	18
	施策3 「川崎の文化」の国内外への発信	20
	基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興	21
	施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供	21
	施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進	23
	基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備	24
	施策1 文化施設等の効果的な運営	24
	施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供	26
	施策3 文化芸術活動への市民参加の促進	27
3	横断的な視点	28

## 第4章 計画の推進について

1	各主体に期待される役割	32
2	文化関連施設に求められる役割	34
3	計画の推進と評価	35

## 参考資料

1	本計画策定の経過	38
2	第2期計画におけるこれまでの取組と課題に対する視点	39
3	市民アンケート	44
4	文化芸術団体へのアンケート	48
5	パブリックコメント手続結果	51
6	川崎市文化芸術振興条例	53
7	川崎市文化芸術振興会議規則	55
8	文化芸術基本法	56
9	劇場、音楽堂等の活性化に関する法律	63
10	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	67

# 第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

## 1 改訂の経緯

本市では、旧・文化芸術振興基本法（平成 29(2017)年に文化芸術基本法に改正）の第4条「地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術の振興に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」に基づき、文化芸術を活かしたまちづくりを進めるため、平成 17(2005)年 4 月に「川崎市文化芸術振興条例」（以下「振興条例」という。）を制定しました。

この振興条例に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 20(2008)年 3 月に「川崎市文化芸術振興計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、さらに平成 26(2014)年 3 月にはその後の社会状況の変化等を踏まえ、平成 26(2014)年度から概ね 10 年間の計画期間とする「第2期川崎市文化芸術振興計画」（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

この度、平成 30(2018)年に計画期間の中間年を迎えることから、後述する文化芸術振興基本法の改正の趣旨や、本市が進める「かわさきパラムーブメント（第2期推進ビジョン）」<sup>1</sup>の取組など、第2期計画策定後の社会状況の変化等を踏まえて見直しを行い、平成 31(2019)年度から 5 年間の計画期間とする、「第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（以下「本計画」という。）として策定し、引き続き文化芸術振興施策を推進していきます。

## 2 第2期計画について

### (1) 計画の体系

第2期計画では、振興条例の理念に基づく 4 つの「基本方針」と、川崎の文化芸術振興の方向性として 4 つの「目指すまちの姿」を定めました。

#### <基本方針>

- ・文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
- ・市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
- ・関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
- ・文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

<sup>1</sup> 「かわさきパラムーブメント」…本市では、障害のある人などが生き生きと暮らす上での障壁となっている、私たちの意識や社会環境のバリアを取り除くことや、新しい技術でこれらの課題に立ち向かうことを「ムーブメント」として展開しています。東京 2020 大会を契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、東京 2020 大会に向けた本市の取組の方向性や目指すべきレガシー（遺産）を明らかにし、市民と共有するとともに、取組を計画的に進めていくため、「かわさきパラムーブメント推進ビジョン」を策定しました。

### <目指すまちの姿>

- ・「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- ・まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力あるまち
- ・文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- ・誰もが文化芸術を楽しめるまち

また、第1期計画の成果や課題等を踏まえ、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定めて具体的な取組を行うとともに、特に重要な取組については「重点施策」として位置づけました。

### <基本目標と施策>

- ◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり
  - 施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進
  - 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進
  - 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信
- ◎基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興
  - 施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供
  - 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進
- ◎基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備
  - 施策1 文化施設等の効果的な運営
  - 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供
  - 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

### <重点施策>

- 重点施策1 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化
- 重点施策2 次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり
- 重点施策3 バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

## (2) 第2期計画におけるこれまでの取組

第2期計画で掲げた施策体系ごとに、計画策定（平成26(2014)年度）から平成29(2017)年度までの取組の進捗状況と、取組に関する課題に対して必要となる視点等の調査を行い、主な結果を整理しました。

その結果、文化芸術関連イベントや文化関連施設の運営など、第2期計画で掲げた基本目標や施策の目的に沿った取組が行われていることが確認できました。

また、取組に関する課題に対して必要となる視点としては、イベント等の充実や改善、市民や地域の活動団体等との連携の強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の強化などが各施策に共通する内容となっているほか、ボランティアを含めた文化芸術活動の担い手の継続的な育成や、訪日外国人も含めて多様化する観光ニーズへの対応などが挙げられています。

### 【これまでの主な取組と課題に対して必要となる視点】

第2期計画策定後の新たな取組を中心に、これまでの主な取組内容と、取組に関する課題に対して必要となる視点を基本目標ごとに整理しました。（※詳細は38ページ以降の「参考資料」を参照してください。）

#### ◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

<p>これまでの 主な取組</p>	<p>○音楽や映像、地域固有の歴史や伝統文化など、地域の文化芸術資源を活かしたまちづくりに向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」の開催 (H27～)</li> <li>・ミューザ川崎シンフォニーホールやカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）における良質な音楽の鑑賞機会の提供</li> <li>・「かわさき・シネマ大道芸フェスティバル」の開催 (H26～)</li> <li>・「川崎市映像アーカイブ」の公開 (H28～)</li> <li>・「東海道川崎宿 2023 まつり」の開催 (H26～)</li> <li>・「高津区ふるさとアーカイブ」公開 (H26～)</li> <li>・「丸子の渡し祭り」の開催 (H26～)、「渡し場サミット」の開催 (H27～)</li> <li>・「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 (H29～)</li> <li>・「国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画」の策定 (H29)</li> </ul> <p>○川崎の文化の発信による都市イメージの向上と地域への愛着の増進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきイベントアプリ」による情報提供の開始 (H29～)</li> <li>・かわさききたテラス観光案内所の運営開始 (H29～)</li> <li>・「カワサキハロウィン」や「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」など、川崎に根ざした文化芸術イベントの発信</li> </ul>
<p>課題に対して必要となる視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の充実、改善</li> <li>・来場者や参加者の拡大に向けた広報活動の強化や関係団体等への周知</li> <li>・文化関連施設や市民団体、企業等の連携強化による事業の更なる活性化</li> <li>・地域の文化芸術資源の掘り起こしや蓄積した資源の活用方策の検討</li> <li>・市民のみならず市外居住者や訪日外国人に対する魅力発信の取組</li> <li>・多様な観光ニーズに応えうる魅力づくりと受入体制の充実に向けた取組</li> <li>・各都市が持つ特性を活用し、互恵関係を構築できる交流事業の実施</li> </ul>

◎基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

<p>これまでの 主な取組</p>	<p>○地域の文化芸術活動を支える人材の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」における人材育成プログラムの実施 (H27～)</li> <li>・文化財ボランティア登録制度の開始 (H28～)</li> <li>・芸術のまち・かわさき人材育成事業（アート講座）の実施</li> <li>・文化芸術イベント等におけるボランティアの育成</li> <li>・ミューザ川崎シンフォニーホールにおける人材育成プログラムの実施</li> <li>・岡本太郎現代芸術賞（TARO 賞）やかわさき市美術展の実施</li> <li>・子どもや青少年を対象とした文化芸術事業の実施</li> </ul> <p>○市民や文化関係団体、企業等との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「あさお芸術・文化交流カフェ」の開始 (H26～)</li> <li>・「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラムの活動への支援</li> </ul>
<p>課題に対し 必要となる 視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の継続的な育成に向けた関係団体との協議や働きかけ等の取組</li> <li>・参加者の拡大に向けた事業の充実や情報発信の強化</li> <li>・事業の充実や情報発信の強化等を目的としたネットワークの拡大や連携の更なる強化</li> <li>・更なる文化芸術振興のための中間支援機能の充実</li> </ul>

◎基本目標3 市民が文化に触れる環境・活動できる環境の整備

<p>これまでの 主な取組</p>	<p>○美術館やホール等の文化関連施設の効果的な運営</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小黒恵子童謡記念館の再開館 (H29～)</li> <li>・カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）の開館 (H29～)</li> <li>・文化関連施設における魅力的な公演や展示等の事業の実施、アウトリーチ活動の実施、鑑賞支援の取組の実施、専門人材の育成、施設間の連携・協力</li> </ul> <p>○誰もが文化芸術を楽しみ、参加できる機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所のロビーや各地域の公共施設を活用したコンサート</li> <li>・東京交響楽団による社会福祉施設等への巡回コンサート</li> <li>・市民ミュージアムのアトリエや学校施設等の開放による市民の文化活動に資する取組の実施</li> <li>・障害のある方による文化芸術活動の環境づくりに向けた事業の実施 (H29～)</li> </ul>
<p>課題に対し 必要となる 視点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各文化関連施設の事業やイベント事業等の更なる充実</li> <li>・施設間や関係団体等との連携の強化</li> <li>・事業やイベントの魅力を発信するための効果的な広報の実施</li> <li>・各施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕等の実施</li> <li>・beyond2020 プログラムの認証制度を通じたバリアフリープログラムの充実</li> </ul>

### (3) 重点施策に関する状況

第2期計画では、基本目標を達成する上で重要な取組について重点施策と位置づけて取り組んできました。重点施策に関する平成29(2017)年度の事業実施状況等は次のとおりです。

#### 重点施策1

文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化

##### ○文化施設等の効果的な運営

<主要な文化施設> ※ ( ) 内は平成29(2017)年度の入場者数

ミュージアム川崎シンフォニーホール (23.8万人) / カルッツかわさき (スポーツ・文化総合センター) (16.8万人 ※平成29年10月～平成30年3月) / 東海道かわさき宿交流館 (5.0万人) / 市民ミュージアム (28.2万人) / 大山街道ふるさと館 (6.3万人) / 藤子・F・不二雄ミュージアム (41.8万人) / 岡本太郎美術館 (7.4万人) / 日本民家園 (11.7万人) / かわさき宙と緑の科学館 (青少年科学館) (28.8万人) / アートセンター (8.5万人)

#### 重点施策2

次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり

##### ○青少年 (18歳以下) を主な対象とした取組の推進

<代表的な取組>

- ・ミュージアム川崎シンフォニーホールでの「こどもフェスタ」や「こどもの日オープンハウス」の実施 (延べ5日間で約2,800人参加)
- ・子どもの音楽活動推進事業 (市立小学校の児童を対象とした東京交響楽団による演奏会をミュージアム川崎シンフォニーホールで開催) の実施 (2日間6公演で94校9,239人参加)
- ・市民ミュージアムでの社会科教育推進事業 (市立小学校の4年生が展覧会や館内を見学) の実施 (市内88校で10,149人参加)
- ・小中学校での映像制作授業の支援 (市内5校で561人参加)

#### 重点施策3

バリアフリープログラム<sup>2</sup>の推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

##### ○バリアフリープログラムに関する取組の推進

<代表的な取組>

- ・東京交響楽団による老人福祉施設や病院、障害者福祉施設などを巡回するコンサート (5回実施、延べ497人参加)
- ・バラアート推進事業 (障害のあるアーティストによる美術作品展、聴覚障害者も参加する人形劇団による公演、シンポジウム等) (延べ1,794人参加)
- ・アートセンターでの上映事業における副音声イヤホンガイドの提供や保育付きの上映 (延べ19作品で43回実施)

<sup>2</sup> バリアフリープログラム：障害のある方や子ども連れの方、高齢の方、入所・入院中の方など、気軽に文化芸術活動に参加しにくい方を対象とした取組や、これらの方が参加しやすくするような取組のことを指すもので、特にそうした取組はしていないが、結果として参加者に上記の方々が含まれていた、といった場合は含みません。

### 3 第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化

第2期計画を策定した平成26(2014)年以降、文化芸術に関連して、社会状況や国、本市における様々な変化が生じています。

#### (1) 社会状況の変化

全国的には人口が減少する中、本市では首都圏の中心に位置する立地優位性や交通利便性に加え、豊富な文化芸術資源などといった本市の魅力が要因となり、活力ある都市として近年では社会増を主要因に人口増が続いた結果、人口は平成29(2017)年4月に150万人を超え、平成42(2030)年まで少子高齢化が更に進行しつつも人口増が続くと予想されています。また、本市の外国人居住者も近年では年間2,000人から3,000人のペースで増加するとともに、国籍や地域の多様化も進んでいます。こうした背景のもと、「都市に対する愛着・誇り」や「市民としての自負心」であるシビックプライドの醸成に向けた取組や、ダイバーシティ（多様性）とソーシャル・インクルージョン（社会的包摂）を推進する取組の重要性が高まっています。

一方、伝統芸能から漫画・アニメなど我が国の文化や伝統などが注目を浴びている中で、外国から我が国への旅行者数は近年大きく増加しており、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京2020大会」という。）の開催を契機として更なる増加が予想されています。さらに、インターネットやスマートフォン、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等の普及は目覚ましく、様々な情報を広範囲かつ即座に知ることに加えて、情報の受け手としてだけでなく、誰もが情報を気軽に発信することが可能になっています。こうした中で、地域のポテンシャルを活かして魅力を高めていく取組に加えて、様々な媒体を活用して地域の魅力をより効果的に発信し、対外的な認知度やイメージの向上を図る取組が求められています。

#### (2) 国の動向

国では文化芸術関連の法律や計画が新たに定められました。

まず、平成29(2017)年に文化芸術振興基本法の改正が行われ、題名も「文化芸術基本法」に改められました。文化芸術振興基本法が平成13(2001)年に制定されてから約16年が経過し、我が国社会の少子高齢化やグローバル化等がますます進展する中で、文化の祭典でもある東京2020大会の開催は、文化芸術の価値を社会の中心に据え、文化芸術による新たな価値の創出を広く国際社会に示す重要な契機であるという認識のもと、「文化芸術立国」の実現を目指すとともに、観光やまちづくり等を通じた文化芸術の新たな価値の創出を図るため、改正が行われたものです。文化芸術そのものの振興に加え、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業等文化芸術に関連する分野の施策についても法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を、文化芸術の更なる継承、発展及び創造につなげていくことの重要性を明らかにすること等が、今回の改正で

行われました。また、改正法に基づき、国では平成 30(2018)年に、平成 30(2018)年度から平成 34(2022)年度の 5 年間を計画期間とする「文化芸術推進基本計画」が策定されました。

さらに平成 30(2018)年には、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、文化芸術基本法及び障害者基本法の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的に定められたものです。

### (3) 本市の状況

本市においては、「成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき」の実現を目指して、平成 28(2016)年 3 月に新たな総合計画を策定しました。総合計画は、今後 30 年程度を展望した「基本構想」と、概ね 10 年間を対象とした長期計画である「基本計画」、中期の具体的な取組を定める「実施計画」で構成されています。このうち、実施計画については現在、平成 30(2018)年度から平成 33(2021)年度の 4 年間を計画期間として、平成 30 年 3 月に策定した「第 2 期実施計画」に基づき、各分野での取組を進めています。

また、平成 28(2016)年 7 月には、都市のブランドメッセージ「Colors, Future! いろいろって、未来。」を策定しました。これは、本市の多彩な魅力を一言で表現し、都市の将来像を示すものとして、市内外に対して川崎の魅力と将来への方向性を発信することに活用し、川崎の素晴らしさを明らかにすることにより、市民の川崎への愛着や誇りの醸成につなげることを目的として定めたものです。

さらに、東京 2020 大会を契機として、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めていくため、平成 28(2016)年に「かわさきパラムーブメント第 1 期推進ビジョン」を策定し、様々な分野において大会後の未来へと遺していくレガシーの形成に向けた取組を進めています。現在は、平成 30(2018)年に策定した「かわさきパラムーブメント第 2 期推進ビジョン」に基づく取組を進めています。

## 4 本市の文化芸術振興の現状

### (1) 文化芸術を活用したまちづくり

#### ア 地域で受け継がれてきた文化芸術

本市では、古くからの人々の日々の営みの中で生活・風土と結びついた地域性の濃い演劇や舞踊などの民俗芸能が生まれ、住民自らが伝承していくことにより、菅や初山、小向などの獅子舞や新城の囃子曲持、諏訪の祭囃子など、市内各地に郷土色豊かな民俗芸能が残され、現在でも多くの方々が保存・普及に力を注ぎ、地域の祭りなどで往時の文化芸術に触れることができます。

#### イ 市内の文化関連施設

市内の文化関連施設では、博物館と美術館の複合文化施設として等々力緑地

に昭和 63(1988)年に開館した「市民ミュージアム」、岡本太郎氏から本市に寄贈された作品等を展示する目的で平成 11(1999)年に開館した「岡本太郎美術館」、平成 16(2004)年に開館した世界有数の音響を誇る「ミューザ川崎シンフォニーホール」や、優れた音響性能とオーケストラピットを有し、コンサートや様々な舞台芸術に対応するホールを備えて平成 29(2017)年に開館した「カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）」、劇場と映像ホールを備えた「アートセンター」の他、「かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）」、「日本民家園」、「藤子・F・不二雄ミュージアム」、「小黒恵子童謡記念館」など数多くの文化施設が整備され、文化芸術の創造拠点や市民の活動拠点、川崎市の魅力発信拠点としての取組を進めています。

## ウ 音楽や映像を活用したまちづくり

音楽に関しては、2つの音楽大学や市民合唱団、アマチュアオーケストラ、商店街や企業など多様な主体と連携しながら、かわさきジャズやアジア交流音楽祭、市民第九コンサート、プラチナ音楽祭を実施するなど、「音楽のまち・かわさき」の充実を図ることで幅広い世代の方が音楽を楽しめる環境づくりに取り組み、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設である「ミューザ川崎シンフォニーホール」では、本市のフランチャイズオーケストラである東京交響楽団等による良質な音楽の鑑賞機会の提供、市民の晴れの舞台としての演奏会、子どもから大人までが気軽に音楽に興味を持てるコンサートなども実施しています。

映像に関しては、映画の単科大学や市内4つのシネマコンプレックスをはじめとした映像資源を活かし、「KAWASAKI しんゆり映画祭」の開催支援などによるまちの魅力の向上や、ドラマや映画のロケ地を活用した都市イメージの向上やにぎわいづくりを推進しています。

## エ 地域の文化芸術資源を活用した取組

この他にも、東海道をはじめとする街道筋の文化芸術、多摩川に関する景観や歴史、地域に根ざした伝統文化などを活用した取組や、市内に多数存在している生産施設や産業遺産、先端技術施設などを効果的に活用した産業観光ツアーや工場夜景ツアーなどの産業観光の取組など、川崎ならではの地域資源を活用した取組も進められています。

### (2) 第2期計画策定後の新たな取組について

第2期計画を策定して以降、新たな取組が行われています。「かわさきパラムーブメント」の一環としては、障害のある方による文化芸術の普及促進などを通じて誰もが文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けて、障害のあるアーティストによる美術作品展などに加え、福祉施設や文化芸術団体等の関係団体による交流会など、多様な活動主体の中間支援に関する取組が行われています。また、地域資源の活用としては、本市の歴史文化資源である浮世絵等を活用した新たなにぎ

わいを創出し魅力を発信する取組や、ブレイキンやヒップホップダンスをはじめとするストリートカルチャーなど、若い世代による文化として本市に根付いているコンテンツを地域資源としてまちづくりに活用する取組が行われています。

こうした新たな取組を更に加速して推進していくために、本計画に反映させる必要があります。また、今後とも引き続き、社会状況の変化を踏まえた取組や、新たな地域資源の掘り起こしと活用に向けた取組などを検討・実施していく必要があります。

## 第2章 本計画の基本的な考え方

### 1 計画の改訂の方針

第1章で述べたとおり、第2期計画の策定以降、社会状況の変化や、国における法律の改正や制定、本市における総合計画や「かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョン」の策定、文化芸術に関する新たな取組の実施など、文化芸術を取り巻く様々な状況の変化がありました。

こうした状況の変化等を踏まえて第2期計画の改訂を行い、後述する「かわさきパラムーブメント」の文化芸術分野におけるレガシーの形成を目指しつつ、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進め、市民や文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、更なる都市イメージの向上やシビックプライドの醸成に向けて、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組んでいきます。

第2期計画の改訂にあたって、まず、計画の体系を変更するかどうかの検討が必要となります。しかし、法律の改正等の趣旨である、文化芸術の他分野との連携や、障害のある方を含めた誰もが文化芸術に触れ、参加できる環境の整備といった内容については、第2期計画で掲げた計画の体系等において既に盛り込まれています。また、第2期計画に関するこれまでの取組等の整理を行った結果、取組に関する課題に対して必要となる視点として、イベント等の充実や改善、市民や地域の活動団体等との連携の強化、参加者の拡大等に向けた広報や情報発信の強化等が挙げられましたが、こうした点については、企画や演出、会場や実施回数等の検討、関係機関等との交流の場の設定、ターゲットに合わせた広報手段の選択など、それぞれの取組の中で改善を図ることができるものといえます。

以上のことから、今回の改訂にあたり、計画の体系は第2期計画の体系を基本的に継続することとします。ただし、第2期計画の策定後に新たに取り組まれている要素については改訂に反映させる必要があるため、取組項目等の見直しを行います。

また、重点施策については各事業のいわゆる「横申し」の取組であり、指標を設定して重点施策全体の進行管理を行うことには、実効性の面で課題があったため、今回の改訂においては、重点施策としての位置づけを改めます。また、川崎市総合計画第2期実施計画における文化芸術に関する成果指標を活用して、本計画全体の成果指標として設定します。

### 2 本市の文化芸術振興施策の基本方針

振興条例では、本市の文化芸術の振興に関して、基本理念を定めるとともに、市、市民及び企業の役割を明らかにし、さらに、文化芸術振興施策の基本となる事項を定めています。その趣旨を踏まえると、本市の文化芸術振興施策における基本的な方針は以下の4点に整理することができます。

<b>基本方針 1</b>	<b>文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進</b>
<p>文化芸術の振興は、都市が創造、発展、繁栄するための重要な要素であり、その活動と情報発信を通じて、まちの活性化を進めます。また、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めることによって、創造的で人間らしい感性豊かな人を育む地域社会をつくります。</p>	
<p>【振興条例 前文（抜粋）】</p> <p>…文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。</p>	

<b>基本方針 2</b>	<b>市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援</b>
<p>市民が主体的に実施する多様な文化芸術活動に対して、環境の整備と場所、施設、方法等の必要な情報提供を行い、その活動の自主性、創造性を尊重し、様々な角度から支援を行います。</p>	
<p>【振興条例 第3条】</p> <p>市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。</p>	

<b>基本方針 3</b>	<b>関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり</b>
<p>市民、企業、文化団体や大学等が、コミュニケーションを図りながら連携・協働を促進し、それぞれが役割を担うことにより、効果的で継続的に文化芸術を振興するとともに、地域づくりを進めます。</p>	
<p>【振興条例 第4条】</p> <p>市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。</p>	
<p>【振興条例 第5条第1項】</p> <p>市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。</p>	

<b>基本方針 4</b>	<b>文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進</b>
<p>国内外の都市や地域との文化交流を積極的に推進し、文化的価値観の違いを認め、相互に尊重するとともに、多様な文化芸術活動、生活様式、伝統等に触れるための情報発信と人的交流を進めます。</p>	
<p>【振興条例 第2条第3項】</p> <p>文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。</p>	

この基本方針は、振興条例の趣旨を踏まえたものであり、本計画の体系や本計画に基づく施策の展開にあたり、その上位に位置づけられるものです。

### 3 本計画の位置づけ

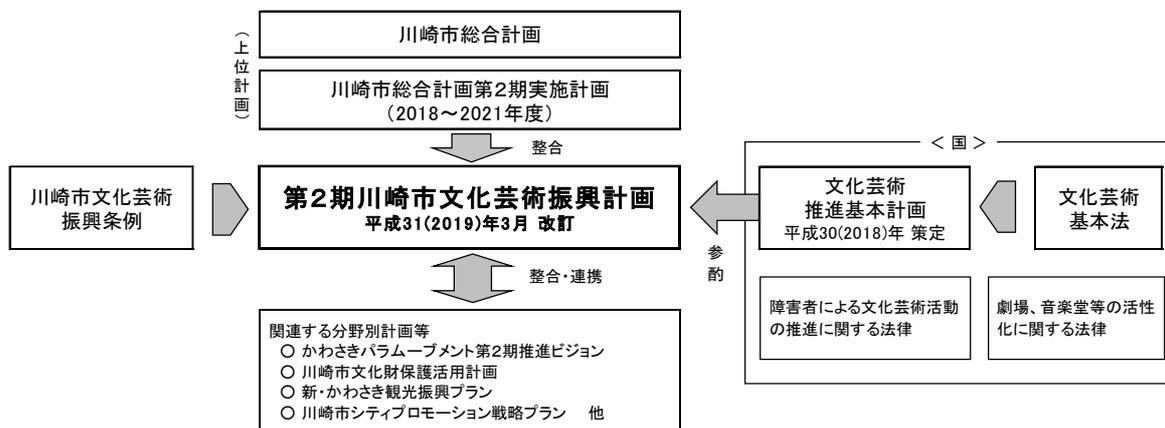
本計画は、振興条例第7条に基づき、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定する計画であり、川崎市政の基本方針である「川崎市総合計画」をはじめ関連する分野別計画等との整合性を図っています。また本計画は、文化芸術基本法第7条の2に規定する地方公共団体が定める「文化芸術の推進に関する計画」に該当する計画であり、策定にあたっては、文化芸術基本法の理念に則るとともに、国の文化芸術に関する施策に関する基本的な計画である「文化芸術推進基本計画」を参酌しています。

本計画では、文化芸術基本法第3章「文化芸術に関する基本的施策」に規定する、文学や音楽、美術、写真、演劇、舞踊等の芸術、映画や漫画等のメディア芸術、能楽や歌舞伎等の伝統芸能、落語や講談等の芸能、茶道や華道等の生活文化、有形・無形の文化財、地域固有の伝統芸能や民俗芸能を対象としています。

このうち、文化財の調査や保護活用に関しては、その根幹となる「文化財保護法」に基づき、本市では平成26年3月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」による取組を進めています。本計画では施策体系の中に文化財の調査や保護活用の取組も含まれますが、「川崎市文化財保護活用計画」は具体的な文化財の保護活用について、その行政目的や方向性等の詳細を定めるもので、それぞれの計画は互いに連携し、関連性を持つものです。

さらに、産業や観光及び福祉等他分野との連携・協力により、文化芸術の振興を図るとともに、これらの関連分野の振興にも寄与することを目指します。

#### 【計画の関連図】



## 4 計画期間

本計画の計画期間は、平成 31(2019)年度から平成 35(2023)年度までの 5 年間とします。

		H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	
総合計画	基本計画	平成28(2016)年度から概ね10年												
	実施計画	第1期			第2期				第3期					
文化芸術推進基本計画(国)					第1期									
文化芸術振興計画		第2期 平成26(2014)年度から概ね10年間					第2期(改訂版) 平成31(2019)年度～平成35(2023)年度							
その他								東京2020大会						市制100周年

## 5 これからの本市の文化芸術振興の方向性

### (1) 文化芸術資源を活かしたまちづくり

本市には、音楽や映像をはじめとして、地域の歴史や伝統文化、産業遺産や産業施設、若者文化など、多彩な文化芸術資源が豊富に存在しています。こうした資源を活用して川崎ならではの文化をより一層振興していくとともに、多様な媒体を活用して本市の文化芸術の魅力を積極的に発信することで、都市イメージの向上やシビックプライドの醸成を図ります。さらに、羽田空港に近接し、国内外からのアクセスが非常に良いという立地優位性を活かして、産業や観光など様々な分野と連携しながら、総合的に文化芸術を活かしたまちづくりを進めることにより、国内外から多くの人が集まる国際的な文化都市としての定着を図ります。

### (2) 文化芸術を担う人材の育成

文化芸術を活かしたまちづくりを進めるためには、まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりに向けた取組を継続的に行い、文化芸術を楽しむ人に加えて、文化芸術活動を行う人や活動を支える人の裾野を広げていく必要があります。そのためには、例えば子どもや若者が身近に良質な文化芸術に触れる場や、地域の伝統芸能などに触れ、楽しめる機会を提供し、子どもや若者の感性を育てていくための取組を推進するなど、将来の「川崎の文化」を支える次世代の担い手の育成に取り組んでいきます。

### (3) 誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり

誰もが気軽に文化芸術に触れ、参加することができる環境を作り、文化芸術を通じたダイバーシティとソーシャル・インクルージョンを推進するため、文化関連施設のみならず、まちなかや身近な場所において、子育て中の方や高齢の方、障害のある方など、より多くの方がそれぞれの状況に応じて文化芸術の楽しさを享受できるための取組を進めていきます。

#### (4) 「かわさきパラムーブメント」のレガシー形成に向けた文化芸術活動の推進

東京 2020 大会は、スポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。

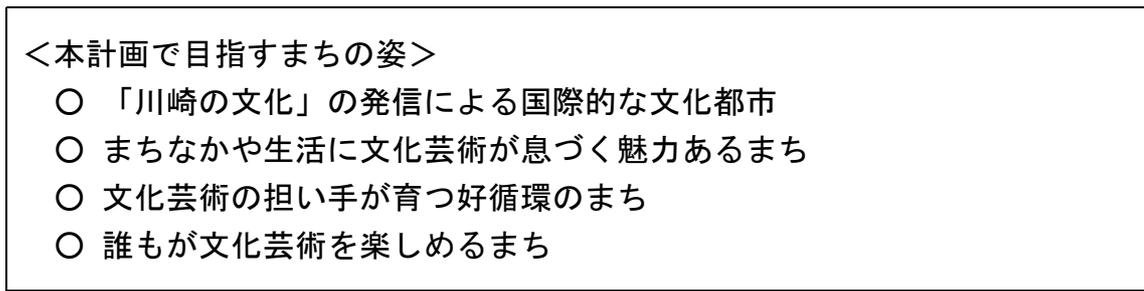
「かわさきパラムーブメント第2期推進ビジョン」では、障害のある方の自己実現・社会参加の手段として文化芸術活動の振興を図ることは重要であると捉え、文化芸術に係るレガシーを「誰もが文化芸術に親しんでいるまち」としています。本計画に基づく文化芸術の振興にあたっては、このレガシーの形成に向け、障害のある方による文化芸術の普及促進などを通じて、障害の有無にかかわらず誰もが文化芸術活動に取り組める環境づくりなど、「すべての人が、文化芸術活動に携わることができる環境が整っている」状態、また「すべての人が、文化芸術に親しみ、楽しめる環境が整っている」状態を目指して各施策を推進していきます。

また、平成 36(2024)年の市制 100 周年を見据えて、市民、文化団体等の多様な主体と協働・連携しながら文化芸術活動の振興をより一層図るとともに、文化芸術を通じた川崎の魅力発信に取り組んでいきます。

### 第3章 本計画の体系と施策の展開

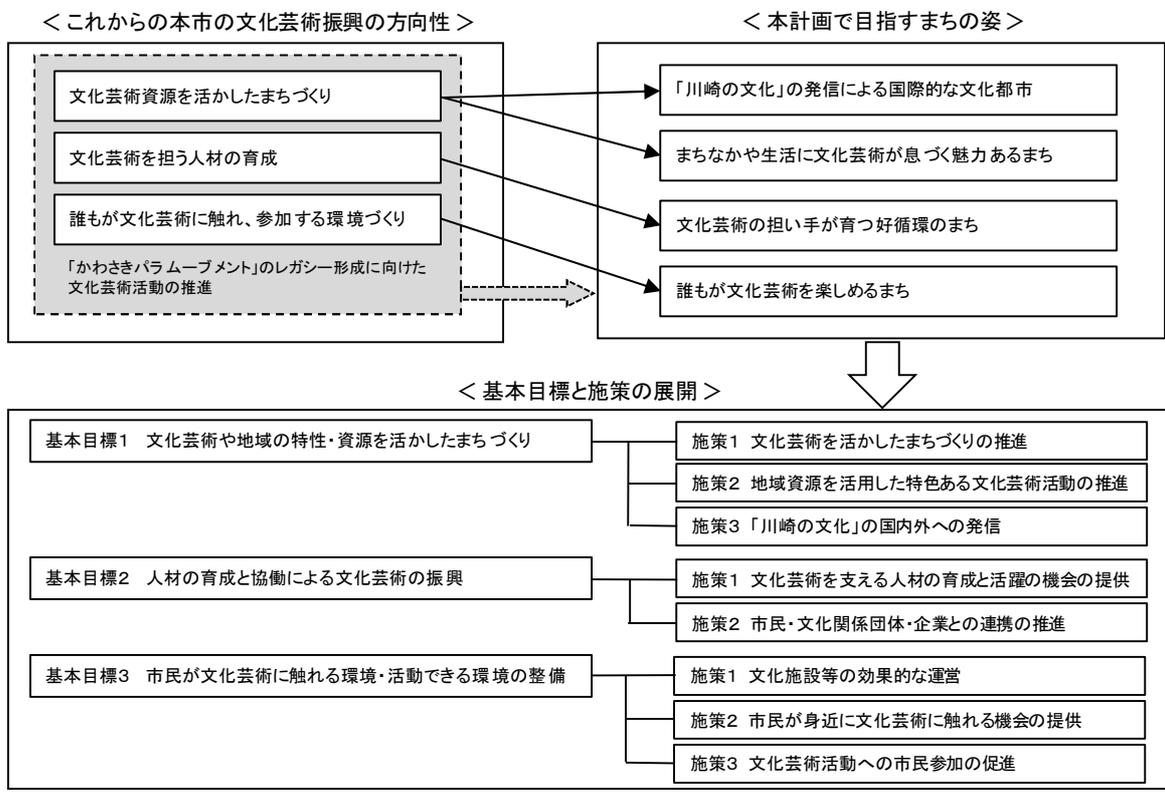
#### 1 本計画で目指すまちの姿

前章で記載した、「文化芸術資源を活かしたまちづくり」、「文化芸術を担う人材の育成」、「誰もが文化芸術に触れ、参加する環境づくり」、そしてこれらを包含するものとして『かわさきパラムーブメント』のレガシー形成に向けた文化芸術活動を推進していくという方向性を踏まえ、本計画の推進により目指すべきものとして、以下の4点を「本計画で目指すまちの姿」として定めます。



この「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、今後の一層の文化芸術振興を図るための3つの基本目標と、基本目標を達成するための施策を定め、具体的な取組を進めていきます。

#### 【関連図】



## 2 基本目標と施策の展開

### (1) 基本目標 1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

本市には、様々な文化芸術分野で活動する人や多くの文化関連施設、教育機関があり、豊富な資源を活かしたまちづくりが可能となっています。南北に長い地形の中には7つの区があり、それぞれの地域において特色のある伝統的な文化芸術が受け継がれており個性豊かな地域性を有しています。

本市では、音楽や映像をはじめとして、歴史や伝統文化、若者文化など、市内の文化芸術資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、これらの魅力を積極的に国内外に向けて発信し、市民の地域への愛着を増進するとともに都市イメージの更なる向上を図ります。

#### 施策 1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

文化芸術の取組を市民の生活の中に浸透させ、まちづくりにつなげることにより、人々の生活に潤いの溢れる、住む人にとっても、訪れる人にとっても魅力的なまち「川崎」を創造していきます。

取組	取組の概要
音楽によるまちづくり	<p>多様な団体等と連携して老若男女、様々な環境の人が身近に音楽に親しめる環境、演奏できる環境を創出することにより、市内各地で培ってきた音楽によるまちづくりの裾野を広げていくとともに、ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした良質な音楽の提供を行っていくことにより、国内外に「音楽のまち・かわさき」の魅力を発信していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>○公共施設やまちなか等、身近な場所で音楽を発表し、鑑賞できる機会の提供</li><li>○ミューザ川崎シンフォニーホールを中心とした、フランチャイズオーケストラ等による質の高い音楽の提供</li><li>○カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）における多様なジャンルの音楽等を発表し、鑑賞できる機会の提供</li><li>○民間の取組による「音楽のまち・かわさき」を発信する音楽イベント等の開催支援</li><li>○市内音楽大学との連携による、学生の発表の機会の提供や、人材育成の推進</li><li>○「音楽のまち・かわさき」推進協議会を中心とした、企業や文化団体、演奏家のマッチング機能の充実及び地域活性化</li><li>○子どもや障害のある方、高齢の方等が気軽に音楽に触れ、参加し、楽しむことができるバリアフリープログラムの推進</li></ul>

<p>映像によるまちづくり</p>	<p>映画大学や4つのシネコン等、市内にある映像資源や企業・団体等と連携し、川崎の魅力を発信していくとともに、子どもや若者が映像等に触れ、学ぶ機会を増やすことにより、創造性を伸ばし、将来の映像文化の担い手を育てていきます。</p> <p>また、川崎の歴史や文化芸術に関する映像資料をアーカイブ化し、川崎の近現代の姿を記録するとともに、地域の歴史を知る資料としての活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「映像のまち・かわさき」推進フォーラムを中心とした、企業や大学、映像関係者とのマッチング機能の充実及び地域活性化</li> <li>○小中学校での映像制作授業や地域での映像制作のワークショップの開催支援</li> <li>○川崎の近現代の風景や建物、資料等のアーカイブ（記録の保存）化及び活用</li> </ul>
<p>アートのまちづくり</p>	<p>音楽大学やホール、映画大学、アートセンター等の文化資源が集積した新百合ヶ丘周辺地区を中心に文化芸術を活用したまちづくりを行うことにより、人々が集う魅力あるまちを形成します。</p> <p>また、文化芸術の振興を支えるボランティアを育成することにより、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○しんゆり映画祭や川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）等地域の文化資源と連携した取組の展開及びまちの魅力発信</li> <li>○地域の文化芸術の振興を支える人材・ボランティアの育成</li> </ul>

## 施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

多摩川に沿って南北に長い川崎では、それぞれの地域において特色のある文化芸術や伝統芸能が育まれてきました。また、近年では産業の発展とともに企業が発信する文化等も生まれてきています。

これら、地域に根ざした川崎独自の文化芸術を活用したまちづくりを進め、魅力の発信を行っていきます。

取組	取組の概要
<p>街道筋の文化芸術を活用したまちづくり</p>	<p>市内には、東海道のほか、その脇往還としてにぎわった矢倉沢往還（大山街道）、中原街道等が横断し、その宿場町や渡し場等、街道沿いに現在の街並みの原型が形成されてきました。それら街道筋の文化芸術を後世に伝えるとともに、それらを活用した魅力溢れるまちづくりを行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館を拠点とした、宿場町や街道筋の文化芸術の魅力発信</li> <li>○地域住民や団体、民間企業等との連携による街道筋の歴史や文化を活用したまちづくりの推進</li> <li>○都市景観形成地区における街なみづくり等、歴史を活かした景観の形成</li> </ul>
<p>生田緑地を中心とした地域の魅力の発信</p>	<p>生田緑地には、豊かな自然と、多くの文化施設があります。これらの資源同士を結びつけることにより、生田緑地を中心とした周辺地域の魅力発信を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）の生田緑地4館連携による魅力発信</li> <li>○生田緑地サマーミュージアムの開催等、身近に生田緑地を楽しめる事業の展開</li> <li>○地域の商店街等と連携したまちの活性化推進</li> </ul>
<p>多摩川を活用したまちづくり</p>	<p>多摩川は川崎の文化形成や生活・風俗に大きな影響を及ぼしてきました。将来に向け、多摩川の景観を守っていくとともに、多摩川を活用した事業や渡し場等の歴史を伝えていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ニヶ領せせらぎ館や大師河原水防センター大師河原干潟館等の活用</li> <li>○多摩川の歴史や環境を身近に学習・体験できる事業の開催</li> <li>○多摩川景観形成ガイドラインに沿った景観誘導の推進</li> </ul>

<p>地域の伝統文化や文化財を活用したまちづくり</p>	<p>市内には、地域の歴史や生活に根ざした数多くの伝統文化、文化財が現在に継承されています。これら文化財等を川崎市文化財保護活用計画に基づき保護し、後世に伝えていくとともに、積極的に魅力を市民に伝えていくよう活用を図っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化財等の保護・活用の推進</li> <li>○川崎市地域文化財顕彰制度に基づく地域に根ざした文化財の普及啓発の推進</li> <li>○国史跡橘樹官衙遺跡群の保存整備・活用の推進</li> <li>○各地域の民俗芸能等を活用した取組の推進</li> <li>○子どもや若者も含めた市民が文化財や民俗芸能に触れる機会の拡充</li> <li>○地域の考古、歴史、民俗資料の調査・収集・研究・公開</li> </ul>
<p>企業・産業が産み出す文化芸術の活用</p>	<p>臨海部をはじめ、市内には多くの近代化遺産や産業文化財が存在します。また、市内の企業等が発信する文化芸術が川崎の文化の一翼を担っています。川崎の近現代化の遺産を残していくとともに、近代化遺産や産業文化財等に市民が気軽にアクセス・見学できる条件整備と仕組づくりや、新たな観光資源としての掘り起こしと活用を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○川崎区全域を展示場に見立てたかわさき産業ミュージアムの展開</li> <li>○工場夜景や企業博物館等、企業や産業が産み出す文化資源を活用した観光促進</li> </ul>
<p>若者文化の発信によるまちづくり</p>	<p>本市は、ブレイクダンスやヒップホップなどのストリートカルチャーといった若者文化が盛んです。こうした、川崎らしい地域資源である若者文化の発信により本市の魅力を高め「若い世代が集い賑わうまち」をめざす取組を進めています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域人材のネットワークの構築と活動等の支援</li> </ul>

### 施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

魅力的な川崎の文化芸術を育てるとともに、国内外に向けて発信することにより、都市イメージの向上や観光客の誘致を図り、個性と魅力が輝くまちづくりを進めていきます。

取組	取組の概要
国内外への魅力発信	<p>民間活力による音楽祭を含む質の高い音楽事業や、全国に発信できる魅力的な文化事業等を実施するとともに、これらの事業を本市の魅力として国内外へ発信することにより、市内外から人々が集う、にぎわいのあるまちづくりを進めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ミュージア川崎シンフォニーホールを核にした質の高い公演事業の展開による「音楽のまち・かわさき」の発信</li> <li>○民間主体による音楽祭等の文化芸術イベントの開催支援</li> <li>○カワサキハロウィンや川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）等、川崎に根ざした魅力的な事業による全国発信</li> <li>○映像作品のロケ支援による魅力発信</li> <li>○文化施設における様々な展覧会やイベントの開催</li> <li>○歴史文化資源である浮世絵等を活用した新たなにぎわいの創出と魅力の発信</li> <li>○文化芸術を活用したシティプロモーションや観光振興の効果的な展開</li> <li>○漫画やアニメ、日本の現代アート等を活用した国内外への魅力発信</li> <li>○イベント等の対象者に合わせた広報媒体による効果的な情報発信及び多言語化の推進</li> </ul>
文化交流の推進	<p>海外や国内の諸都市との交流により、異なる地域の文化芸術に触れる機会を提供するとともに、都市間の友好親善や市民の相互理解を促進します。</p> <p>また、文化芸術活動を通じて市民が多様な文化を理解し、尊重し合うことができるよう、地域などでの文化交流を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○海外の姉妹友好都市等との文化芸術・人材の相互交流の推進と文化の発信</li> <li>○文化交流に取り組む市民・団体等の活動支援</li> <li>○音楽イベントや国際交流センターにおける事業等を通じた多文化共生の取組の推進</li> </ul>

## (2) 基本目標 2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

文化芸術を定着させ、持続させるためには、文化芸術活動を支える人材や文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠です。本市では、これらの人材の発掘やその支援を進めるとともに子どもや若者が様々な文化芸術に触れ、楽しむ環境を作ることにより、地域の文化芸術活動を支える人材の育成を促進し、持続的に文化芸術が発展していくまちづくりを進めていきます。

また、地域の人材、企業、文化関係機関等と行政がそれぞれの役割を担い、連携することで地域全体で文化芸術活動の振興を図るとともに、地域の活性化につなげていきます。

### 施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

文化芸術活動を行う人材や、活動を支える人の育成を進めるとともに、その活躍の場を広げていくことにより、文化芸術を地域で支えていく取組を推進していきます。

また、次世代を担う子どもや若者が身近に文化芸術に触れることができる環境を充実することにより、地域の文化芸術を支える人材を育てていきます。

取組	取組の概要
ボランティアの育成と活躍機会の拡充	<p>文化芸術活動を支えるボランティアの育成を行うとともに、ボランティアの方々が活躍できる機会の拡充、企画や運営等への参加等役割の拡充を行い、持続的な文化芸術のまちづくりに取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ボランティア育成講座の開催</li> <li>○文化芸術事業におけるボランティアの活躍の機会の拡大</li> </ul>
若手芸術家等の育成支援	<p>文化芸術活動を行う若手芸術家に対し、発表の場やワークショップ等の機会の提供、人材交流の機会等を通し若い世代の才能発掘や、支援を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化施設での若手の芸術家が発表する機会の提供</li> <li>○若手芸術家によるワークショップ等の開催</li> <li>○市内の音楽大学や映画大学と連携した学生や卒業生の演奏・発表の場の設定</li> <li>○文化芸術に関する担い手の育成や技術・技能の継承に資する取組の検討</li> </ul>

<p>子どもや若者が文化芸術に触れる機会の充実</p>	<p>子どもや若者が文化芸術に触れ、楽しむきっかけづくりや、文化芸術活動への支援を充実させていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○東京交響楽団等と連携した、子どもたちが文化芸術を楽しみ、体験できる取組の推進</li> <li>○地域の文化団体や伝統芸能と学校教育との連携の推進</li> <li>○子どもや若者が日頃取り組んでいる文化芸術活動を発表できる機会の提供</li> <li>○市内の音楽大学等と連携した子どもや若者の文化芸術活動への支援</li> <li>○美術館・博物館等での教育普及事業の展開</li> <li>○子どもや若者による文化芸術鑑賞や文化芸術活動の更なる拡大に資する取組の検討</li> </ul>
-----------------------------	---

## 施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

市内には、2つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学という文化芸術系の大学、NPO法人、文化団体、文化芸術活動に取り組んでいる企業等、様々な活動主体があります。今後も相互の情報の共有化を進め、これら活動主体や行政が連携した総合的な文化芸術活動の推進を図ります。

取組	取組の概要
ネットワークづくりの推進	<p>文化芸術活動を行う団体・企業・芸術家等のネットワークづくりを推進することにより、新たな連携や芸術家の活躍の機会を創出し、文化芸術活動を支援していきます。また、様々なジャンルの芸術家が交流できる場所を創出し、相互に学びあい、連携しながら各種文化芸術イベントやシンポジウム、情報の発信等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラム等による、企業・文化団体・芸術家等のネットワークづくりの推進</li> <li>○文化施設等における芸術家同士の交流・相互発信の場の提供</li> </ul>
文化芸術の様々な分野への活用	<p>文化芸術を貴重なコンテンツとして産業や福祉等様々な分野に活用することにより、新たな産業や付加価値を創出していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○産業にデザイン等の文化的な視点を取り入れることにより付加価値や情報発信力を強化する取組の検討</li> <li>○観光や福祉等に文化芸術を活用する取組の検討</li> </ul>
文化芸術活動の連携の促進	<p>市民や文化団体、大学、企業等様々な文化芸術活動の実施主体と連携した取組を促進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内の文化団体、大学、企業、芸術家等との連携の促進</li> </ul>

### (3) 基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

市内では、音楽や絵画などの多様な文化芸術活動や、地域で受け継がれてきた民俗芸能の保存伝承など多様な活動が行われており、美術館やホール等の文化施設で鑑賞や発表などの文化芸術活動が行われています。

市民による文化芸術活動がより活発に行われるとともに、誰もが文化芸術に触れ、楽しめる機会を増やしていくことにより、魅力にあふれ、市民が愛着と誇りをもって暮らすことができるまちづくりを進めていきます。

#### 施策1 文化施設等の効果的な運営

市民の文化芸術活動の拠点ともなる文化関連施設については、適切な管理運営やアウトリーチ活動の実施等により、市民が文化芸術に触れるきっかけとなるほか、市民が身近に文化芸術に触れ、親しむことができる環境を提供していきます。

取組	取組の概要
施設の特長を踏まえた展示・公演等の実施	博物館法や劇場、音楽堂等の活性化に関する法律等の趣旨を踏まえ、各施設の設置目的や運営方針に基づき、施設の特長を踏まえた魅力的で質の高い展示・公演等の事業を通して、文化芸術の創造拠点としての役割や市民の活動拠点としての役割、川崎市の魅力発信拠点としての役割を果たしていきます。
施設間の連携・協力	施設同士が互いの特性を活かして連携しあうことにより、情報の共有、広報・事業等の充実を図り、地域や文化関連施設相互の魅力を発信していきます。  ○文化施設相互の連携の拡充
文化施設等のアウトリーチ活動の充実	文化施設の魅力等について、館の内部だけにとどまらず、アウトリーチ活動等を通して展開し、より多くの方に鑑賞の機会を提供することにより、川崎の文化芸術活動の裾野を広げていきます。  ○アウトリーチ公演の実施 ○美術館や博物館によるアウトリーチ事業の推進

<p>バリアフリーの 推進</p>	<p>子ども連れの方、高齢者、障害のある方等にも身近に文化芸術に触れていただける機会を提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○施設のバリアフリー化に向けた取組の推進</li> <li>○障害のある方に向けた美術館鑑賞プログラム等の推進</li> <li>○邦画の字幕上映、集団補聴システム導入等、障害のある方が鑑賞しやすい環境の整備</li> <li>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</li> </ul>
<p>専門人材の養成</p>	<p>施設従事者に関しての専門性の確立に向け、研修への参加、文化施設での人材育成等を実施します。</p>
<p>計画的な修繕の 実施</p>	<p>施設の長寿命化や安全性の確保、魅力の増進等のため、中長期の修繕計画に基づき、計画的な修繕を行っていきます。</p>

## 施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

まちなかや身近な場所において市民が気軽に文化芸術を楽しむことができる環境づくりを行うことにより文化芸術の裾野を広げるとともに、ホール等に足を運びにくい環境の方々にも文化芸術を楽しんでいただける機会を提供します。

取組	取組の概要
身近に文化芸術に触れる機会の充実	<p>区役所のロビーや商業施設、まちかど等、気軽に立ち寄れる空間での展示会や、音楽、芸能等の鑑賞機会を提供することにより、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会を提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○商業施設等の協力による、身近な場所での音楽等の鑑賞機会創出</li> <li>○各区の音楽祭や、区役所ロビーや市民館等での展示会等、地域での発表と鑑賞の場の創出</li> </ul>
誰もが文化芸術の楽しさを享受できる機会の設定	<p>子ども連れの方、病院や施設に入院・入所中の方等に、気軽に文化芸術に触れてもらう鑑賞機会の提供等を行っていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○幼児や子ども連れの方が気軽に参加・鑑賞できる親子向けプログラムの充実</li> <li>○市内の老人福祉施設や病院等への巡回公演等のアウトリーチ事業の充実</li> </ul>

### 施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

市民や地域で活動を行っている文化団体は、文化芸術活動の主要な担い手として、様々な活動に取り組んでいます。市民の文化芸術活動への参加を促進するため、活動を行える環境や、活動場所等の情報を手に入れられる環境の整備を行っていきます。

また、高齢者や障害のある方など誰もが自ら文化芸術活動に参加できる機会を提供していきます。

取組	取組の概要
文化芸術活動を行う環境の拡充	<p>施設の有効活用を図る等、市民や文化団体が文化芸術活動を行う環境の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の施設や、民間施設等を有効活用した文化芸術事業の実施</li> <li>○文化施設の開放等による、若手芸術家への活動支援及び、市民の文化芸術活動の裾野拡大</li> </ul>
文化芸術活動を行うための情報の整備	<p>文化芸術活動を行いたい市民と、地域の文化芸術活動ができる場所や活動団体等の情報を結びつけるマッチング機能の充実を目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動の練習や発表を行える場所等の情報提供の充実</li> <li>○文化関係団体とのネットワークづくりや情報発信等の中間支援機能の強化</li> </ul>
文化芸術活動を発表する場の提供	<p>市民や文化団体の文化芸術活動を発表する場所を提供するとともに、そうした情報の提供方法について整備していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、川崎市文化賞等の贈呈等、文化芸術活動に関する発表や顕彰の機会の充実</li> <li>○アートガーデンや市民館のギャラリー等、作品の展示機会の提供</li> </ul>
様々な方が文化芸術活動に参加する機会の提供	<p>高齢者や障害のある方など誰もが文化芸術活動に参加し、発表等を行える機会を提供することにより社会参加を進め、目標や生きがいを持ちながらいきいきと生活できるまちづくりを目指していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○プラチナ音楽祭等地域で活動している方々の発表の機会や文化芸術活動に参加する機会の提供</li> <li>○美術作品展やコンサート、演劇等、障害のある方が地域の方々と文化芸術活動を行い、発表できる場の提供</li> <li>○beyond2020 プログラムの認証取得の促進</li> <li>○障害のある方が制作した作品等の販売等に係る支援</li> </ul>

### 3 横断的な視点

文化芸術の振興にあたり、先述した3つの基本目標（文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり、人材の育成と協働による文化芸術の振興、市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備）は、それぞれが独立したものではなく、相互に関連するものです。例えばミュージア川崎シンフォニーホールは、「音楽のまち・かわさき」の中核的施設として良質な音楽の鑑賞機会を提供し、本市の魅力の発信に貢献しているのみならず、若手演奏家育成事業等の人材育成プログラムを実施し、さらに施設のバリアフリー化や「フェスタサマーミュージア」などを通して、誰もが音楽を鑑賞し発表できる環境づくりにも取り組んでいます。

こうした認識のもと、第2期計画で基本目標を達成する上で重要な取組として「重点施策」と位置づけていた以下の3点については、本計画に基づく取組を推進する際の「横断的な視点」として改めて位置づけ、計画の年度管理を行う際には、取組自体の進捗状況に加えて、「横断的な視点」に関する実施状況も把握していきます。

<b>視点1</b>	<b>文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化</b>
ミュージア川崎シンフォニーホールや藤子・F・不二雄ミュージアムなどの世界的な文化資源を活用し、国内外へ積極的に発信していくとともに、これまで取り組んできた文化芸術を活かしたまちづくりをさらに進めることにより、国際的な文化都市として都市イメージの向上と地域の活性化を図っていきます。	

<b>視点2</b>	<b>次世代の担い手である子どもや若者が身近に文化芸術を体験できる場づくり</b>
文化芸術活動が活発に行われるには、活動を行う人、支える人とともに、文化芸術を理解し、楽しむ人々の存在が不可欠となります。こうした人々を育てるために、子どもの頃から身近に文化芸術に親しみ、楽しむことができる環境をつくり、次世代の文化芸術の担い手を育てていきます。	

<b>視点3</b>	<b>バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり</b>
子ども連れの方や高齢の方、障害のある方などにも、それぞれの状況に応じて身近に文化芸術を楽しみ、参加しやすい環境を整えます。	

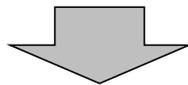
【施策体系図】

< 本市の文化芸術振興施策の基本方針 >

- 1 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
- 2 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
- 3 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
- 4 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

< 本計画で目指すまちの姿 >

- 「川崎の文化」の発信による国際的な文化都市
- まちなかや生活に文化芸術が息づく魅力のあるまち
- 文化芸術の担い手が育つ好循環のまち
- 誰もが文化芸術を楽しめるまち



基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

基本目標2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

施策1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

施策2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

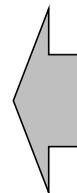
施策1 文化施設等の効果的な運営

施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

横断的な視点

- 文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化
- 次世代の担い手である子どもや若者が身近に文化芸術を体験できる場づくり
- バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり



## ＜ 本市における文化プログラムについて ＞

### ■オリンピックにおける「文化プログラム」の位置づけ

オリンピック憲章では、「オリンピック競技大会組織委員会は、少なくともオリンピック村の開村から閉村までの期間、文化イベントのプログラムを催すものとする。そのようなプログラムはIOC（国際オリンピック委員会）理事会に提出し、事前の承認を得なければならない。」（第5章・第39条）とされ、近年のオリンピックにおける「文化プログラム」は規模・質ともに、五輪開催期間を超えて長期化・大規模化するなど、オリンピック・パラリンピックはスポーツの祭典であると同時に文化の祭典でもあります。

また、平成30(2018)年3月に国が策定した「文化芸術推進基本計画」では、東京2020大会について、「我が国の文化芸術の価値を世界へ発信する大きな機会であるとともに、文化芸術による新たな価値の創出を広く示していく好機である」とした上で、「2020年東京大会を契機に、国内外で多彩な文化プログラムが展開され、国際文化交流・協力を推進するとともに、日本の文化を戦略的かつ積極的に発信し、文化芸術を通じた相互理解・国家ブランディングへの貢献を図る。」とされています。

### ■東京2020大会に向けた文化プログラムの枠組み

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会（以下「組織委員会」という。）は、東京2020大会を一過性のイベントとするのではなく、出来るだけ多くの人々が参画し、あらゆる分野で東京2020大会がきっかけとなって社会が変わったと言われるような大会を目指しており、様々な組織団体がオリンピック・パラリンピックとつながりを持ちながら大会に向けた参画・機運醸成・レガシー創出に向けたアクションが実施できる仕組みである「東京2020参画プログラム」として実施しています。「オリンピック憲章」に基づいて行われる公式文化プログラムとして、組織委員会が認証するプログラムは2種類あり、組織委員会・国・開催都市・会場所在地地方公共団体・公式スポンサーが実施する「東京2020公認文化オリンピックアード」と、非営利団体・会場所在地以外の地方公共団体が実施する「東京2020応援文化オリンピックアード」があります。

また、内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部事務局（以下「内閣官房オリパラ事務局」という。）では、2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーの創出に資する文化プログラムを「beyond 2020プログラム」として認証し、ロゴマークを付与することで、オールジャパンで統一感を持って日本全国へ展開するとしています。

「beyond2020プログラム」は、実施主体が営利・非営利を問わず文化に関わる幅広い活動が対象とされ、実施主体も公的機関の他、民間事業者、その他任意団体等多様な団体が参画可能となっています。

## ■基本的な方向性

「beyond2020 プログラム」は、日本文化の魅力を発信する事業・活動であることに加えて、車いす専用席を設けるなど障害者にとってのバリアを取除く取組や、外国語が話せるスタッフを配置するなどして外国人にとっての言語の壁を取除く取組など、多様性・国際性を配慮した事業・活動を含んだものであることが認証の要件となります。

本市では、振興条例の理念や「かわさきパラムーブメント」の策定を踏まえ、誰もが文化芸術に親しめる環境づくりを推進するため、障害のある方の文化芸術活動への支援等を通じた多様性と社会的包摂が進んだまちづくりの推進をはじめ、川崎の個性あふれる独自の文化や文化施設の魅力を活かした様々なイベントを実施していることから、多様な団体が参画可能な「beyond2020 プログラム」を活用し、本市における文化プログラムを推進していきます。

また、本市は平成 29(2017)年 7 月に「beyond2020 プログラム」の認証組織となったことから、市内の文化団体等にも文化芸術イベント実施の際の認証取得を促し、共生社会や国際化につながるレガシーの創出を目指していきます。

## beyond2020 プログラムの認証要件

### 日本文化の魅力を発信する事業・活動であること

■日本文化とは、以下のような多様なものを含みます。

- ✓ 伝統的な芸術、現代舞台芸術
- ✓ 最先端技術を用いた各種アート、デザイン
- ✓ クールジャパンとして世界が注目するコンテンツ、メディア芸術
- ✓ ファッション
- ✓ 和食・日本酒その他の食文化
- ✓ 祭り、伝統的工芸品、和装
- ✓ 花、木材・石材・畳等を活用した日本らしい建築

### 多様性・国際性に配慮した、以下のいずれかを含んだ事業・活動であること

■障害者にとってのバリアを取り除く取組（具体例）

- ✓ 車いす専用席等があるバリアフリー対応の会場を選ぶ等の工夫がある催事
- ✓ 視覚障害の方でも楽しんでいただけるように点字の解説がある展覧会
- ✓ 聴覚障害の方でも参加できるように手話通訳を配置したイベント など



■外国人にとっての言語の壁を取り除く取組（具体例）

- ✓ 外国語が話せる案内スタッフを配置したシンポジウム
- ✓ 英語が併記されたチラシや外国語対応の HP による情報発信をしているお祭り
- ✓ タブレットによる多言語解説がある伝統芸能 など

認証

★認証を受けた事業・活動は beyond2020 プログラムロゴマークを使用することができます。



★文化庁が全国の文化プログラムを集約・多言語発信するポータルサイト「Culture NIPPON」に掲載され、広く国内外に情報発信されます。

(資料) 文化庁パンフレット「日本文化の魅力を発信！」を元に作成

## 第4章 計画の推進について

### 1 各主体に期待される役割

平成29(2017)年に改正された文化芸術基本法第5条の2では、文化芸術団体(=文化芸術活動を行う団体)は、「自主的かつ主体的に文化芸術活動の振興の充実に努めるとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。」と新たに規定されました。本市では、これまでも文化芸術活動の主役は市民及び文化芸術活動を行う様々な団体等と位置づけてきましたが、今後についても、文化団体、大学、学校、企業、NPO、文化ボランティアそして行政や各文化施設等の多様な主体が、互いに連携し、協働していくことは、継続的な文化芸術の振興に大変重要であり、また、こうした活動を通じてコミュニティが形成され、創造的かつ持続的な地域づくりにつながると考えています。

#### (1) 市民

市民の多様で主体的な文化芸術活動が川崎の文化芸術の中心となっています。また、文化芸術活動を行う方だけではなく、支える方や、鑑賞等により楽しむ方、それぞれが本市の文化芸術振興の一翼を担っています。

#### (2) 文化団体

文化芸術活動を行う人々で構成される文化団体や各区文化協会及び文化芸術関係のNPO等は、それぞれの分野で活動に取り組むとともに、ネットワークを構築して、市内外への発信や市外の団体との連携による活動を推進しています。

#### (3) 文化芸術分野における専門家

文化芸術分野に関する専門家や芸術家等は、文化芸術を主体的に創造、発信するとともに、地域と連携した活動等により、産業やまちづくり等にアイデアや活力をもたらしています。今後とも自由で活発な創作活動や多様な才能の交流により、川崎の文化芸術の創造と発信を担っています。

#### (4) 大学

市内には、文化芸術系の大学として、二つの音楽大学と日本で唯一の映画の単科大学があるとともに、多くの大学が所在しています。これらの大学は、教育・研究機関としてのみでなく、文化芸術を振興するうえで、専門的な知識やノウハウを有しており、地域で様々な役割により文化芸術活動を担っています。

#### (5) 企業等

本市には、企業や商工会議所等の産業界での文化芸術への取組が活発であり、これまでも企業博物館や工場見学等の社会貢献活動や、川崎商工会議所や商店街

等による取組等が行われてきました。様々な文化芸術イベント等への協働や協賛等、様々な形で連携が推進されています。

## (6) 公益財団法人川崎市文化財団

川崎市文化財団は、市民の文化芸術活動を振興し、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的に設立され、多様な文化芸術活動の実施や、川崎能楽堂やアートガーデンかわさきなどの文化芸術施設の管理運営の他、ミューザ川崎シンフォニーホールや川崎市アートセンターなどの指定管理者制度を導入した施設を本市から受託して運営するなど、文化の専門的な組織として文化芸術の振興に本市と連携して取り組んでいます。

市と文化財団は文化芸術振興の施策を実現する協働のパートナーとして連携してきましたが、多くの市民が文化芸術活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、市民や文化団体等の多様な主体と連携・協働しながら事業展開することがより効果的と考えられます。今後、本市が目指す方向性を着実に推進するためには、市と文化財団はさらに連携を深め、次の役割分担で事業を進めていく必要があります。

### 《市と文化財団との役割分担》

市	市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術を振興する役割を担う
文化財団	イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う

文化財団がその役割を的確に果たすためには、市のサポートのもと執行体制の強化や優秀な人材の確保等による機能強化を図り、文化芸術施策の推進における課題や情報を市と文化財団で共有し、双方向のコミュニケーションを深めつつ、文化財団のもとに蓄積された事業展開のノウハウを生かすことにより、文化芸術がより一層振興されるよう連携・協働を深めていきます。

将来的には、文化財団の中間支援機能が充実し、文化芸術の先駆的な活動やその効果を検証・研究するなどの調査研究機能など、総合力・専門能力を生かし、本市の文化芸術政策の立案や実施などが担える組織となるよう、連携して検討していきます。

## 2 文化関連施設に求められる役割

市内には、文化芸術の創造・発信や地域の文化芸術活動の拠点となる施設があり、本市の文化芸術の振興において重要な拠点となっています。劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の施行等、それぞれの文化施設に期待される役割の幅も広がっており、文化芸術振興の拠点として重要性が増しています。

### (1) 文化芸術の創造拠点としての役割

音楽堂や劇場等の専門ホールや、美術館等については、各種公演や、作品の展示のみならず、運営に携わる人材や芸術家の育成、自ら企画する事業の実施等の機能が求められており、本市の文化芸術の創造拠点としての役割を担っていきます。

#### <主な施設>

ミューザ川崎シンフォニーホール、アートセンター、市民ミュージアム、岡本太郎美術館、川崎能楽堂 等

### (2) 市民の活動拠点としての役割

地域において活発な文化芸術活動が行われるには、市民が自ら活動や練習を行い、発表し、また、それを身近に鑑賞できる場が不可欠であり、市民が主体となる活動の拠点としての役割を担っていきます。

#### <主な施設>

カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館、国際交流センター、男女共同参画センター、市民ミュージアム、市民プラザ、新百合トゥエンティワンホール、アートガーデンかわさき、各区市民館 等

### (3) 川崎市の魅力発信拠点としての役割

文化関連施設が魅力的な事業展開を行い、市内外に発信していくことにより、施設だけではなく、周辺地域の活性化や都市イメージの向上の中心拠点としての役割を担っていきます。

#### <主な施設>

ミューザ川崎シンフォニーホール、カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）、アートセンター、東海道かわさき宿交流館、大山街道ふるさと館、市民ミュージアム、岡本太郎美術館、藤子・F・不二雄ミュージアム、小黒恵子童謡記念館、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、日本民家園、(仮称)アートガーデン特別展示室（平成31(2019)年12月オープン予定） 等

### 3 計画の推進と評価

計画期間内（平成 31（2019）年度～平成 35（2023）年度）において、推進する項目や取組の進捗状況を管理し、結果や成果を評価することにより、計画の着実な推進を図ります。

#### （1）成果指標

本計画を着実に推進するため、川崎市総合計画（第 2 期実施計画）の成果指標を活用して、次のとおり成果指標及び目標値を設定します。

成果指標（指標の出典）※下段は算出方法	現状値 （平成 29 （2017）年度）	参考値 <sup>3</sup> （平成 33 （2021）年度）	目標値 <sup>4</sup> （平成 35 （2023）年度）
<b>文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合<sup>5</sup></b> （市民アンケート）	47.4%	52.2%	53.6%
「川崎市が文化・芸術活動の盛んなまちだと思いますか」という問いに対して、「そう思う」「ややそう思う」と回答した人の割合の合計		以上	以上
<b>主要文化施設の入場者数</b> （市民文化局調べ）	137.8 万人	140.5 万人	140.5 万人
主要文化施設 8 施設（東海道かわさき宿交流館、市民ミュージアム、大山街道ふるさと館、藤子・F・不二雄ミュージアム、岡本太郎美術館、日本民家園、かわさき宙と緑の科学館（青少年科学館）、アートセンター）の入場者数の合計		以上	以上
<b>ミュージア川崎シンフォニーホール主催・共催公演の入場者率</b> （市民文化局調べ）	74%	74%	74.5%
ミュージア川崎シンフォニーホールの主催・共催公演に関する、入場者定員数に対する入場者数の割合（入場者数／入場者定員数×100）		以上	以上
<b>年 1 回以上文化芸術活動をする人の割合</b> （市民アンケート）	14.5%	18%	19%
「この 1 年間に、鑑賞を除いた文化芸術活動をしたことはありますか」という問いに対して、「頻繁（週 1 回以上）に活動している」「定期的（月 1 回以上）に活動している」「少なくとも 1 回は活動したことがある」と回答した人の割合の合計		以上	以上
<b>「音楽のまち」の環境が充実していると感じる人の割合</b> （市民アンケート）	51.3%	57%	58.5%
市内で身近に音楽に触れたり、実践したりする環境について、「充実していると感じる」「ある程度充実していると感じる」と回答した人の割合の合計		以上	以上
<b>「映像のまち」の取組を知っていて、評価できると回答した人の割合</b> （市民アンケート）	17.8%	25%	27.5%
映画やドラマの撮影の誘致など、映像を通じた、まちの魅力向上や地域の活性化に関する市の取組について、「市の取組を知っており、取組を評価できる」と回答した人の割合		以上	以上

<sup>3</sup> 参考値…総合計画（第 2 期実施計画）の計画期間の終期である平成 33（2021）年度における目標値です。

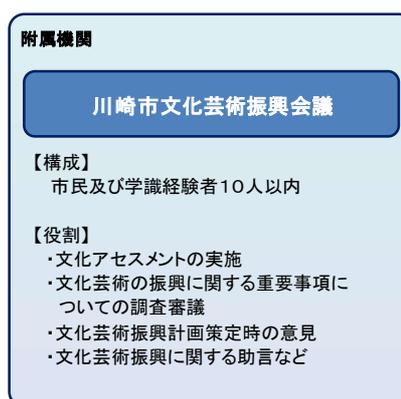
<sup>4</sup> 目標値…本計画の計画期間の終期である平成 35（2023）年度における目標値です。第 3 期実施計画（終期は平成 37（2025）年度）の中間年にあたるため、数値は第 2 期実施計画の目標値と第 3 期実施計画の目標値との中間値を算出しました。

<sup>5</sup> 文化・芸術活動の盛んなまちだと思ふ市民の割合…総合計画上、本指標は「市民の実感指標」として、総合計画策定時の現状値（48%：平成 27（2015）年度）と、総合計画の目標値（55%以上：平成 37（2025）年度）のみが設定されているため、本計画における参考値と目標値は、変化量（10 年間で 7 ポイント増加）を総合計画策定時からの経過年数で按分して算出しました。

## (2) 計画の進行管理・評価の体制

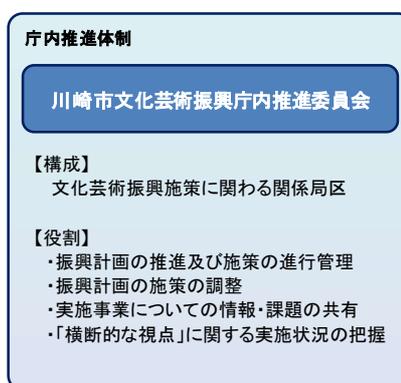
### ◎川崎市文化芸術振興会議

川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）は、振興条例第9条に基づき、平成17(2005)年10月1日に設置され、本市の文化芸術の振興に関して、様々な意見や審議等を行う外部組織であり、文化アセスメントを行う役割を担っています。本計画の推進にあたっては、振興会議からの様々な意見を参考にするとともに、文化アセスメントを受けながら進捗を図っていきます。



### ◎川崎市文化芸術振興庁内推進委員会

文化芸術振興施策に関わる関係局区で構成し、庁内における計画の進捗状況を管理するとともに、情報共有や連携、課題への対応を図ります。



## (3) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント

振興条例第8条に基づき、振興会議が文化アセスメントを実施し、本計画上の事業の取組の進捗と方向性を検証していきます。

文化アセスメントは、振興会議が本計画上の取組の成果や経過を評価するとともに取組に対する提言を行うことにより、創造的かつ持続的な文化芸術活動の振興を図ることを目的とした事業評価のシステムです。

文化アセスメントの内容については、年度ごとに公表し、市の文化芸術振興施策の内容や進捗の情報を発信していきます。また、毎年度、文化アセスメントの結果に対する市の対応状況について、振興会議に報告し公表することにより、進行管理を行っていきます。このように、文化アセスメントは、本計画とともに市の文化芸術振興施策の総合マネジメント・システムを構成するものです。

## (4) 計画の年度管理

本計画における施策の進行管理のため、各施策に位置づける事業について、その進捗状況を調査・点検することにより、各施策の進行管理を行っていきます。

また、進行管理を行うだけでなく、文化芸術振興庁内推進委員会において、その結果や点検・評価を通じて抽出された課題を検証し、改善策へとつなげることにより、文化芸術の振興における「PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクル」の役割を担っていきます。

## 參考資料

## 1 本計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、市内における検討とあわせて、川崎市文化芸術振興会議からの意見聴取、市民アンケート、文化団体へのアンケート及びパブリックコメント手続を実施いたしました。

実施日		実施内容
平成 30 (2018)年	6月26日	第46回川崎市文化芸術振興会議
	7月26日	第47回川崎市文化芸術振興会議
	8月28日	平成30年度第1回川崎市文化芸術振興市内推進委員会
	8月31日 ～9月10日	かわさき市民アンケート
	9月28日	第48回川崎市文化芸術振興会議
	10月	文化芸術団体へのアンケート
	11月27日	平成30年度第2回川崎市文化芸術振興市内推進委員会
	11月20日 ～12月20日	パブリックコメント
平成 31 (2019)年	2月19日	第49回川崎市文化芸術振興会議

### 【川崎市文化芸術振興会議委員名簿】

氏名	役職・所属団体等	備考
犬飼 三千子	画家・版画家	
岡倉 進	市民委員	
垣内 恵美子	政策研究大学院大学 教授	会長
川崎 一泰	東洋大学 経済学部 教授	副会長
小泉 幸洋	川崎商工会議所 専務理事	
小嶋 貴文	洗足学園音楽大学 音楽学部長・教授	
佐藤 敦子	高崎経済大学 経済学部 准教授	
関 昭三	川崎市総合文化団体連絡会 理事	
藤嶋 俊會	美術評論家	
諸富 滋	市民委員	

(五十音順、敬称略。任期：平成29(2017)年10月1日～平成32(2020)年9月30日)

## 2 第2期計画におけるこれまでの取組と課題に対する視点

第2期計画で掲げた施策体系ごとに、計画策定（平成26(2014)年度）から平成29(2017)年度までの取組の進捗状況と、取組に関する課題に対して必要となる視点等についての調査を行い、主な結果を整理しました。

この視点を踏まえて、本計画における取組を実施していきます。

### ◎基本目標1 文化芸術や地域の特性・資源を活かしたまちづくり

#### ○施策1 文化芸術を活かしたまちづくりの推進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」(H27～)、「アジア交流音楽祭」、「かわさき市民第九コンサート」など、市内の多様な音楽活動団体と連携した音楽イベントの開催</li> <li>・ミューザ川崎シンフォニーホールにおける、海外著名オーケストラや東京交響楽団等による良質な音楽の鑑賞機会の提供</li> <li>・平成29年10月1日にオープンしたカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）における、市民の様々な鑑賞意向を踏まえた、国内外において評価の高い公演・アーティストの鑑賞機会の提供</li> <li>・区役所のロビーや各区の公共施設でのコンサート等、身近な場所で音楽を発表・鑑賞できる場の提供</li> <li>・小中学校での映像制作授業、寺子屋事業等での映像ワークショップ、普及啓発イベントなど「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと連携した取組の実施</li> <li>・「かわさき・シネマ大道芸フェスティバル」の開催（H26～）</li> <li>・「高津区ふるさとアーカイブ」（H26～）や「川崎市映像アーカイブ」の公開（H28～）、映画・ドラマ等のロケ地誘致など、映像資源を活用した取組の実施</li> <li>・「川崎・しんゆり芸術祭（アルテリッカしんゆり）」や「KAWASAKI しんゆり映画祭」開催支援や「あさお芸術・文化交流カフェ」の開催など新百合ヶ丘周辺地区に集積する文化芸術資源を活用した取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の充実、改善</li> <li>・文化芸術資源の収集と一層の活用に向けた検討</li> <li>・来場者や参加者の拡大に向けた広報活動の強化や関係団体等への周知</li> <li>・ボランティア事業を支える人材の継続的な育成</li> <li>・多様な主体との連携の更なる強化等、事業の継続性確保に向けた取組</li> </ul>

○施策2 地域資源を活用した特色ある文化芸術活動の推進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・東海道かわさき宿交流館や大山街道ふるさと館での街道筋の歴史や文化の発信、「東海道川崎宿 2023 まつり」の開催 (H26～) など、地域住民・団体との連携による街道筋の文化資源を活用した地域活性化の取組の実施</li> <li>・生田緑地内に立地する文化関連施設間での連携した取組や生田緑地サマーミュージアム、緑地内でのコンサートなど、緑地を中心とした魅力発信の取組の実施</li> <li>・ニヶ領用水せせらぎ館や大師河原水防センターにおける環境学習や歴史教育の推進、「丸子の渡し祭り」(H26～) や「渡し場サミット」(H27～) の開催など、多摩川を活用した事業の実施</li> <li>・川崎市文化財保護活用計画に基づく文化財等の調査・保護・活用事業の実施、地域の豊富な文化財を幅広く顕彰・記録する「川崎市地域文化財顕彰制度」の創設 (H29～)、国史跡橘樹官衙遺跡群保存活用計画 (H29) に基づく保存整備・活用事業の実施、地域の歴史資料や民俗芸能等を活用したまちづくりや魅力発信事業の実施</li> <li>・産業文化財を保存し地域資源として活用を図る取組や、優れた技能職者を認定する「かわさきマイスター」に関する取組、大学や企業博物館等と連携したものづくり体験事業など、企業や産業が生み出す文化芸術を活用した取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の文化芸術資源の掘り起こしや蓄積した地域資源の活用方策の検討</li> <li>・文化関連施設や市民団体、企業等の連携強化による事業の更なる活性化</li> <li>・市民のみならず市外居住者や訪日外国人に対する魅力発信の取組</li> <li>・多様な観光ニーズに応えられる魅力づくりと受入体制の充実に向けた取組</li> </ul>

○施策3 「川崎の文化」の国内外への発信

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ミュージアム川崎シンフォニーホールにおける良質な公演事業や、「かわさきジャズ」、「アジア交流音楽祭」などの「音楽のまち・かわさき」の取組の発信、「音楽のまち・かわさき」推進協議会による音楽関連情報の発信</li> <li>・「カワサキハロウィン」や「川崎・しんゆり芸術祭 (アルテリッカしんゆり)」など、川崎に根ざした文化芸術イベントの発信</li> <li>・藤子・F・不二雄ミュージアムや岡本太郎美術館、日本民家園や市民ミュージアムなど文化関連施設における展覧会等の開催</li> <li>・ドラマや映画等のロケ地誘致の推進、「映像のまち・かわさき」推進フォーラムと連携したロケ情報の発信</li> <li>・シティプロモーションや広報事業、観光振興事業等における文化芸術を活用した取組の実施</li> <li>・「かわさきイベントアプリ」による情報提供の開始 (H29～)</li> <li>・「つなぐっど KAWASAKI」による情報提供の開始 (H29～)</li> <li>・かわさききたテラス観光案内所の運営開始 (H29～)</li> <li>・姉妹・友好都市との文化芸術を通じた交流事業の実施、市民交流団等に対する「かわさき国際友好使節」の認定、国内友好自治体との都市間交流事業の実施</li> <li>・学校教育における多文化共生教育推進事業や、国際交流センターや国際交流協会による国際交流活動など、多文化共生社会の実現に向けた取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種文化芸術イベントの一層の充実</li> <li>・文化関連施設における多彩な事業の展開、情報発信の強化</li> <li>・シティプロモーション等に大きく影響する文化芸術事業の効果的な発信</li> <li>・各都市が持つ特性を活用し、互恵関係を構築できる交流事業の実施</li> </ul>

◎基本目標 2 人材の育成と協働による文化芸術の振興

○施策 1 文化芸術を支える人材の育成と活躍の機会の提供

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・芸術のまち・かわさき人材育成事業（アート講座）や「かわさきジャズ」の人材育成プログラム（H27～）を通じた地域における文化芸術活動を支えるボランティアの育成</li> <li>・文化財保護・活用事業における文化財ボランティア登録制度の開始（H28～）などボランティアの育成</li> <li>・各種文化芸術イベントや文化関連施設におけるボランティアの育成</li> <li>・「交流の響き」や、ミューザ川崎シンフォニーホールにおける人材育成プログラム（若手演奏家育成事業、音楽大学オーケストラ・フェスティバル、ソリスト・オーディション等）等、音楽事業における人材育成の実施</li> <li>・「岡本太郎現代芸術賞」展やかわさき市美術展等、若手芸術家の発掘や発表の場の提供、若手芸術家による展覧会やワークショップの実施</li> <li>・文化芸術イベントや文化関連施設における子どもや青少年を対象とした取組や、子どもや青少年を対象とした事業における文化芸術を活用した取組などによる、文化芸術に触れる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域人材の継続的な育成に向けた関係団体との協議や働きかけなどの取組</li> <li>・参加者の拡大に向けた事業の充実や情報発信の強化</li> </ul>

○施策 2 市民・文化関係団体・企業との連携の推進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「音楽のまち・かわさき」推進協議会や「映像のまち・かわさき」推進フォーラム、「あさお芸術・文化交流カフェ」（H26～）など、文化芸術活動を行う団体や企業、芸術家等のネットワークづくりの取組</li> <li>・クリエイティブ産業活用促進事業や高齢者音楽療法推進事業、市民ミュージアムにおける回想法を活用した高齢者プログラムなど、文化芸術を産業や福祉等の分野に活用する取組の実施</li> <li>・市内の文化団体や企業、芸術家等と連携した各種文化芸術事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の充実や情報発信の強化等を目的としたネットワークの拡大や連携の更なる強化</li> <li>・更なる文化芸術振興のための中間支援機能の充実</li> </ul>

◎基本目標3 市民が文化芸術に触れる環境・活動できる環境の整備

○施策1 文化施設等の効果的な運営

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小黒恵子童謡記念館の再開館（H29～）</li> <li>・カルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）の開館（H29～）</li> <li>・ミュージア川崎シンフォニーホールやカルッツかわさき（スポーツ・文化総合センター）、アートセンターにおける、良質な公演や創造性や企画性の高い事業、関係機関との連携・協力による事業、国際交流に資する事業など劇場、音楽堂等の活性化に関する法律の趣旨に沿った事業の実施</li> <li>・展示事業における施設間での資料の貸し出しや、ミュージア川崎シンフォニーホールとの連携による音楽イベント、生田緑地内の文化施設による連携イベントなど、各施設が連携・協力した取組の実施</li> <li>・ミュージア川崎シンフォニーホールによる他施設や学校等でのアウトリーチ事業、博物館・美術館施設におけるアウトリーチ事業など、より多くの方へ鑑賞機会を提供する取組の実施</li> <li>・施設のバリアフリー化や鑑賞支援環境の試験的導入などのハード面の取組や、鑑賞支援環境を用意したコンサートや美術館・博物館施設における子ども連れの方、高齢の方、障害のある方などが鑑賞しやすいプログラムの実施などソフト面の取組の実施</li> <li>・事業の展開をはじめ普及啓発、施設管理、サービスアップ、バリアフリー、危機管理等の研修などによる、文化施設の効果的な運営に資する人材育成の実施</li> <li>・各文化施設の長寿命化に関する取組の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各施設における多彩な事業の更なる充実</li> <li>・施設間や関係団体等の連携の強化</li> <li>・各施設の魅力を発信するための効果的な広報の実施</li> <li>・各施設の長寿命化計画に基づく計画的な修繕等の実施</li> </ul>

○施策2 市民が身近に文化芸術に触れる機会の提供

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・区役所のロビーや各地域の公共施設を活用したコンサート、「アジア交流音楽祭」や「かわさきジャズ」など商店街や駅前広場、公園等を使用したフリーライブや「かわさきシネマ大道芸フェスティバル」など、誰もが身近に文化芸術に触れることができる機会の提供</li> <li>・東京交響楽団による老人福祉施設や病院、障害者福祉施設などを巡回するコンサートや、神奈川フィルハーモニー管弦楽団による学校や福祉施設等へのボランティア公演、各文化施設におけるバリアフリーの取組や鑑賞支援のプログラムなど、子ども連れの方、高齢の方、障害のある方などが気軽に文化芸術に触れることができる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の更なる充実</li> <li>・参加者の拡大に向けた情報発信の強化</li> <li>・地域で活動する音楽団体等への事業周知や連携の強化</li> </ul>

○施策3 文化芸術活動への市民参加の促進

主な取組	課題に対して必要となる視点
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「かわさきジャズ」や「アジア交流音楽祭」など公共施設や民間施設を有効活用したイベントの開催、市民ミュージアムのアトリエや学校施設等の開放による市民の文化活動に資する取組の実施</li> <li>・「音楽のまち・かわさき」推進協議会による音楽活動や団体等に関する情報の提供、各種広報媒体を活用した広報事業による文化イベント等に関する情報の提供</li> <li>・アンデパンダン展やかわさき市美術展、各区文化祭の開催支援、「かわさきジャズ」での公募によるフリーライブ出演者の募集、地域の公共施設で開催するコンサート事業等、日頃の文化芸術活動の成果を発表する場の提供</li> <li>・プラチナ音楽祭やかわさき老人ホーム作品展、障害者作品展、しあわせを呼ぶコンサート、かわさきパラコンサート、障害のあるアーティストによる美術作品展、聴覚障害のある方も参加する人形劇団による公演など、高齢者や障害のある方など様々な方が文化芸術活動に参加できる機会の提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・イベント等の事業内容や実施会場等の充実、改善</li> <li>・参加者の拡大に向けた情報発信の強化</li> <li>・地域で活動する団体等への事業周知や連携の強化</li> <li>・beyond2020 プログラムの認証制度を通じたバリアフリープログラムの充実</li> </ul>

### 3 市民アンケート

本計画の策定や今後の文化芸術振興施策の参考とすることを目的として、市民アンケートを実施いたしました。

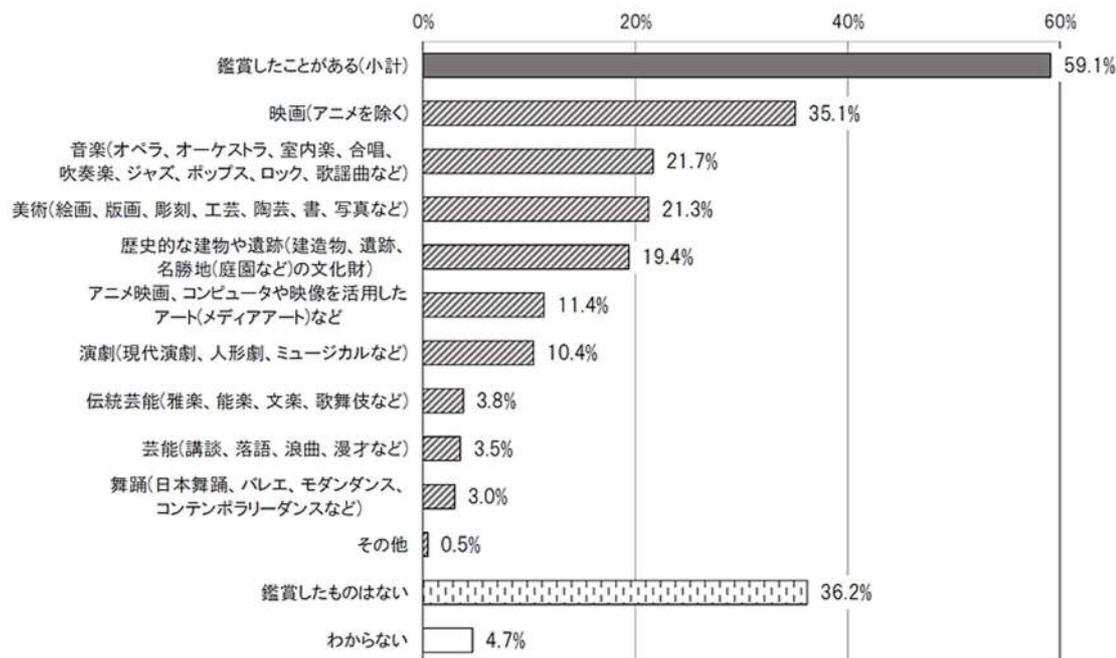
#### (1) 調査の概要

○「平成30年第1回かわさき市民アンケート」の調査項目1「文化芸術の振興について」として実施

- ・調査対象 川崎市在住の満18歳以上の個人
- ・調査方法 インターネット調査
- ・調査期間 平成30(2018)年8月31日～9月10日
- ・有効回答数 1,500 標本

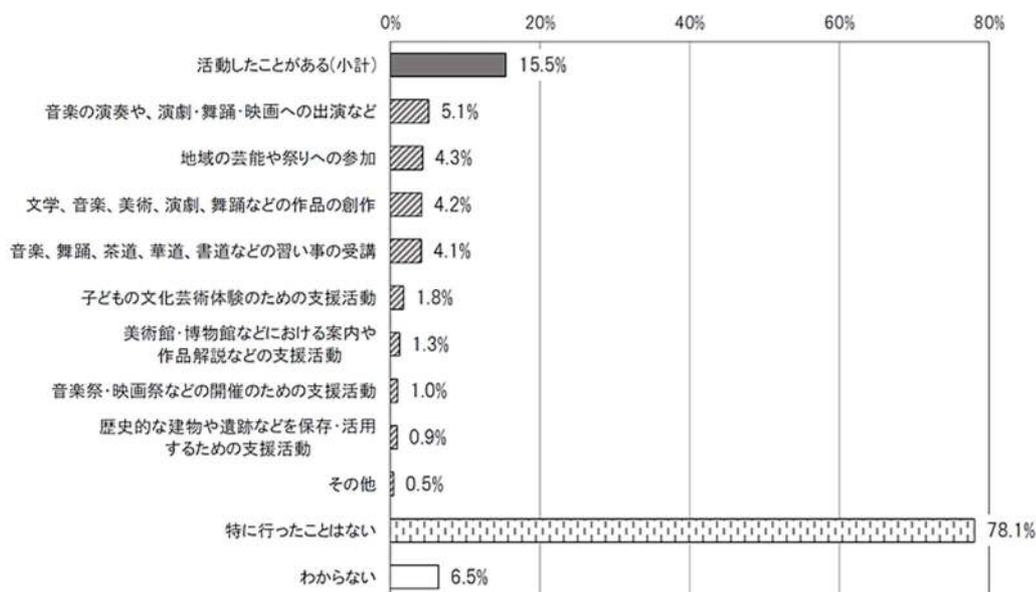
#### (2) アンケート結果（抜粋）

問1 あなたが、過去1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで直接、鑑賞した文化芸術はありますか。(いくつでも)

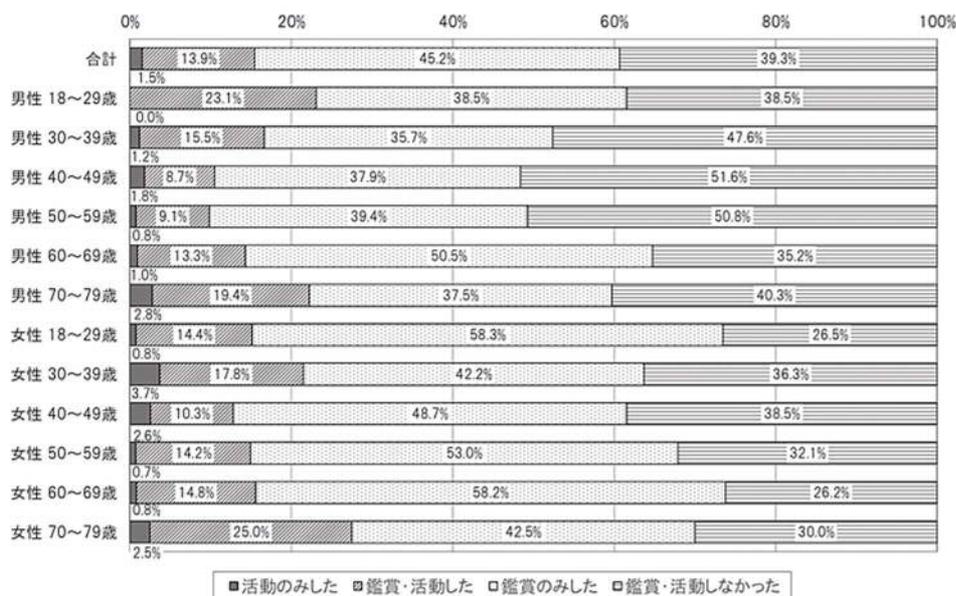


- ・全体の約6割が、過去1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで直接、文化芸術を鑑賞していた。
- ・鑑賞した文化芸術の種類では、「映画(アニメを除く)」(35.1%)が最も高く、次いで「音楽(オペラ、オーケストラ、室内楽、合唱、吹奏楽、ジャズ、ポップス、ロック、歌謡曲など)」(21.7%)、「美術(絵画、版画、彫刻、工芸、陶芸、書、写真など)」(21.3%)、「歴史的な建物や遺跡(建造物、遺跡、名勝地(庭園など)の文化財)」(19.4%)の順であった。

問2 文化芸術に関わる活動には、作品鑑賞だけではなく、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、あるいはボランティアとしてこれらの活動を支援することなどがあります。以下の中で、過去1年間に行った文化芸術に関わる活動はありますか。(いくつでも)

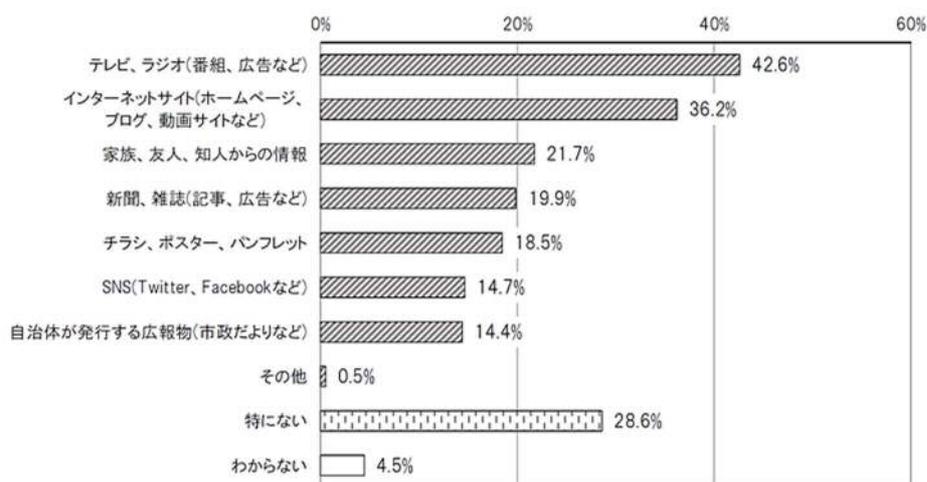


- ・過去1年間に、自分で作品を創作したり、習い事をしたり、ボランティアとして活動支援したりするなど、文化芸術に関わる鑑賞以外の活動をしたことがある方は、全体の15.5%であった。



- ・性／年齢別では、すべての年代において、女性の方が男性よりも、活動または鑑賞したことがある方の割合が高かった。中でも、女性の18～29歳と60～69歳、70～79歳では、「活動または鑑賞した」方の割合が7割以上となった。
- ・一方で、男性の30歳以上59歳以下の年代では、「活動または鑑賞した」方の割合が5割前後に留まった。

問3 あなたは、文化芸術活動(鑑賞や創作など、活動の種類は問いません)に関する情報を、主にどのようなものから入手していますか。(いくつでも)

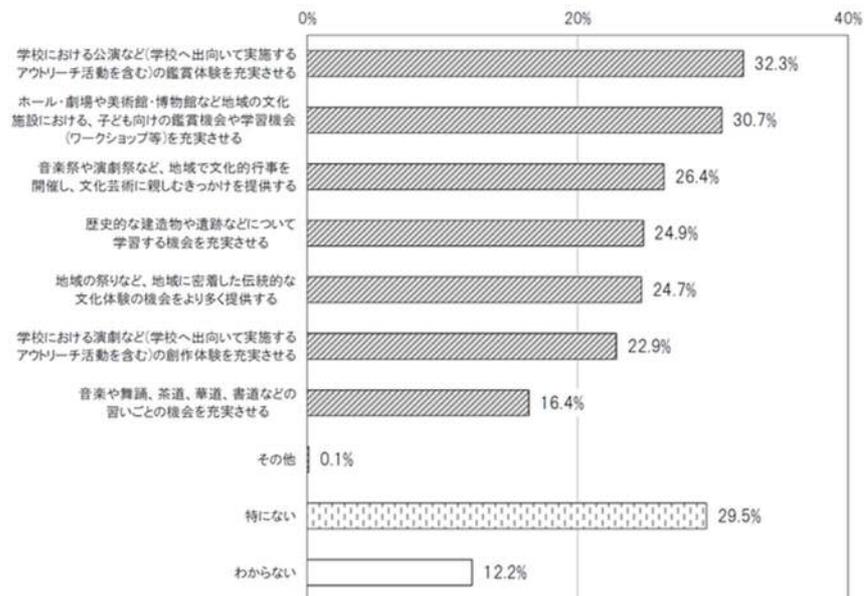


- ・文化芸術活動に関する情報源としては、「テレビ、ラジオ(番組、広告など)」(42.6%)が最も高く、次いで「インターネットサイト(ホームページ、ブログ、動画サイトなど)」(36.2%)の順であった。

	第1位	第2位	第3位
全体	テレビ、ラジオ (42.6%)	インターネット (36.2%)	家族・友人など (21.7%)
男性 18～29 歳	インターネット (37.2%)	テレビ、ラジオ (34.6%)	SNS (28.2%)
男性 30～39 歳	インターネット (35.7%)	テレビ、ラジオ (31.0%)	SNS (19.0%)
男性 40～49 歳	インターネット (38.8%)	テレビ、ラジオ (36.1%)	チラシなど (15.1%)
男性 50～59 歳	テレビ、ラジオ (44.7%)	インターネット (34.8%)	新聞、雑誌 (18.2%)
男性 60～69 歳	テレビ、ラジオ (47.6%)	新聞、雑誌 (37.1%)	インターネット (36.2%)
男性 70～79 歳	テレビ、ラジオ (41.7%)	新聞、雑誌 (41.7%)	インターネット (38.9%)
女性 18～29 歳	SNS (42.4%)	テレビ、ラジオ (40.9%)	インターネット (28.8%)
女性 30～39 歳	インターネット (36.3%)	テレビ、ラジオ (34.8%)	SNS (19.3%) 家族・友人など (19.3%)
女性 40～49 歳	テレビ、ラジオ (46.2%)	インターネット (39.7%)	家族・友人など (26.3%)
女性 50～59 歳	テレビ、ラジオ (59.0%)	インターネット (38.1%)	家族・友人など (30.6%)
女性 60～69 歳	テレビ、ラジオ (56.6%)	家族・友人など (38.1%)	インターネット (36.9%)
女性 70～79 歳	テレビ、ラジオ (50.0%)	家族・友人など (40.0%)	新聞、雑誌 (40.0%)

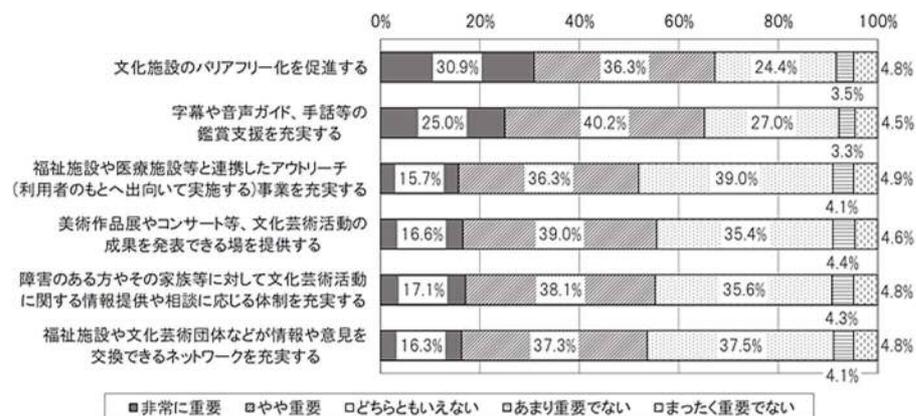
- ・性/年齢別で最も参照されていた情報源は、男性の50歳以上と女性の40歳以上の年代では「テレビ、ラジオ」、男性の49歳以下の年代と女性の30～39歳では「インターネット」、そして、女性の18～29歳では「SNS」であった。

問4 子どもや青少年の文化芸術体験について、あなたが重要だと思うことはありますか。(いくつでも)



- 子どもや青少年の文化芸術体験について重要だと思うこととしては、「学校における公演など(学校へ出向いて実施するアウトリーチ活動を含む)の鑑賞体験を充実させる」と「ホール・劇場や美術館・博物館など地域の文化施設における、子ども向けの鑑賞機会や学習機会(ワークショップ等)を充実させる」が3割を超えた。

問5 障害のある方が文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けた各種の取組についてあなたはどのように思いますか。あなたのお考えに最も近いものを選んでください。(取組ごとに1つずつ)



- 障害のある方が文化芸術活動に親しめる環境づくりに向けた各種の取組の中で「非常に重要」と「やや重要」を回答した方の割合が最も高かったのは「文化施設のバリアフリー化を促進する」(67.3%)で、次いで「字幕や音声ガイド、手話等の鑑賞支援を充実させる」(65.2%)であった。

#### 4 文化芸術団体へのアンケート

本計画の策定にあたり、日ごろ文化芸術活動に取り組まれている市内の文化芸術団体の活動状況等について把握することを目的として、アンケートを実施いたしました。

##### (1) 調査の概要

- ・調査対象 川崎市総合文化団体連絡会に所属する文化芸術団体 10 団体（川崎市文化協会、各区文化協会、川崎文化会議、児童文化団体連絡会）
- ・調査方法 調査票による調査
- ・調査時期 平成 30(2018)年 10 月
- ・有効回答数 10 団体

##### (2) アンケート結果（抜粋）

###### ア 各文化芸術団体の状況について

問 1	貴団体に加盟する文化芸術団体の団体数は、5年前と比較して増加していますか。それとも減少していますか。（あてはまるもの1つ）	
1	増加している（5年前と比較して1割以上増加）	1 団体
2	あまり変わらない（5年前と比較して増減が1割未満）	8 団体
3	減少している（5年前と比較して1割以上減少）	1 団体

問 2	貴団体の活動は、5年前と比較して活性化していると思いますか。（あてはまるもの1つ）	
1	思う	8 団体
2	思わない	なし
3	どちらとも言えない	2 団体

###### イ 各文化芸術団体に加盟する団体の状況について

問 3	加盟団体が活動する際に課題となっていることは何ですか。（いくつでも）	
1	活動場所の確保	6 団体
2	活動資金の確保	3 団体
3	活動員（ボランティアを除く）の確保	1 団体
4	活動を支援するボランティアの確保	1 団体
5	指導者・助言者がいない	なし
6	他の団体との連携が不足している	1 団体
7	活動を周知する機会が少ない	1 団体
8	活動員が高齢化している	10 団体
9	次の世代への活動継承	9 団体
10	その他	なし
11	特になし	なし

問4	加盟団体が練習や発表で施設を利用する上で、支障となっていることは何ですか。(いくつでも)	
1	関連する情報が少ない	なし
2	入場料や使用料が高い	5 団体
3	利用時間が短い	1 団体
4	その他 (具体的に：利用が土日に集中し競争率が高い／利用回数が限られている／会場となる施設が少ない／利用時間を延長してほしい)	5 団体
5	特になし	1 団体

問5	加盟団体は子どもや若者の一層の参加を促すために、どのようなことに取り組んでいますか。(いくつでも)	
1	子どもや若者に向けたイベントや企画を実施する	7 団体
2	地域の団体(町会・自治会など)と連携して鑑賞や参加の機会を提供する	4 団体
3	教育機関と連携して鑑賞や参加の機会を提供する	7 団体
4	他の文化芸術関係団体と連携して鑑賞や参加の機会を提供する	5 団体
5	情報提供の機会を充実する	4 団体
6	その他 (具体的に：市や区、市民館の広報や地域誌による広報を実施する／そもそも若者は非正規も多く、文化的・時間的な余裕がない)	2 団体
7	特になし	1 団体

問6	加盟団体はどのような媒体を活用して活動に関する情報を発信していますか。(いくつでも)	
1	テレビ、ラジオ	1 団体
2	新聞、雑誌(記事、広告など)	6 団体
3	自治体が発行する広報物(市政だよりなど)	4 団体
4	チラシ、ポスター、パンフレット	9 団体
5	インターネットサイト (ホームページ、ブログ、動画サイトなど)	4 団体
6	SNS (twitter、Facebook など)	2 団体
7	家族、友人、知人などの口コミ	10 団体
8	その他 (具体的に：地域誌の広告)	1 団体
9	特になし	なし

問7	加盟団体が活動する際にどのような情報が必要ですか。(いくつでも)	
1	活動場所などに関する情報	7 団体
2	文化イベントなどに関する情報	6 団体
3	他の団体に関する情報	4 団体
4	人材育成に係る研修や講習会などに関する情報	6 団体
5	活動支援策(助成金等)に関する情報	5 団体
6	その他 (具体的に: 広報依頼等に関する情報)	1 団体
7	特になし	1 団体

問8	2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、加盟団体が文化プログラム(地域の文化資源を発掘、発信する取組を通じて日本文化の国際化や共生社会の実現に資する取組)を実施する予定はありますか。(あてはまるもの1つ)	
1	実施する予定がある (具体的に: 茶会・日舞等の披露・経験を楽しむ/七草粥の会/市民劇「日本民家園ものがたり」公演に関する取組)	3 団体
2	実施する予定はない	6 団体
3	実施について検討中	1 団体

## 5 パブリックコメント手続結果（概要）

### （1）概要

本市では、平成 26(2014)年 3 月に策定した「第 2 期川崎市文化芸術振興計画」（計画期間：概ね 10 年間）に基づき、本市における文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進しています。

今年度、策定から 5 年が経過し、計画期間の中間年を迎えることから、第 2 期計画策定後の状況の変化等を踏まえて見直しを行い、平成 31(2019)年度から 5 年間を計画期間とする「第 2 期川崎市文化芸術振興計画(改訂版)」の案を作成し、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、合わせて 12 通 23 件の御意見をいただきましたので、御意見の内容とそれに対する市の考え方を次のとおり公表します。

### （2）意見募集の概要

題名	「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」（案）について
意見の募集期間	平成 30(2018)年 11 月 20 日(火)～平成 30(2018)年 12 月 20 日(木)
意見の提出方法	電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	・川崎市ホームページ ・市政だより ・紙資料の閲覧 （各区役所市政資料コーナー、支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、情報プラザ（川崎市役所第 3 庁舎 2 階）、市民文化局市民文化振興室）

### （3）結果の概要

- ・意見提出数 12 通（電子メール 6 通、ファクス 1 通、郵送 5 通）
- ・意見件数 23 件（電子メール 13 件、ファクス 3 件、郵送 7 件）

### （4）御意見の内容と対応

パブリックコメントでは、計画への位置づけや取組の推進が必要な文化芸術の分野や事業に関する御意見のほか、子どもが文化芸術に触れる機会の充実に関する御意見や、文化芸術事業の広報に関する御意見などが寄せられました。

こうした御意見を踏まえ、目次に基本目標と施策の項目を追加するほか、第 3 章に川崎市文化賞等の贈呈に関する記述を追加するなど、一部の御意見を反映し、「第 2 期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）」を策定します。

**【御意見に対する本市の考え方の区分】**

A：御意見を踏まえ、計画に反映させるもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえて取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

**【御意見の件数と対応区分】**

項 目	A	B	C	D	E	計
(1) 計画全般に関すること				2		2
(2) 第1章（第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって） 及び第2章（本計画の基本的な考え方）に関すること			1	1		2
(3) 第3章（本計画の体系と施策の展開）及び第4章（計 画の推進について）に関すること	2	10	1	2		15
(4) その他	1	1	1	1		4
合 計	3	11	3	6	0	23

## 6 川崎市文化芸術振興条例

平成 17 年 3 月 24 日条例第 8 号

川崎市は、歴史的には東海道や大山街道などの街道と宿場、川崎大師の参詣(けい)などにおける人の往来と営みの中でその文化を育(はぐく)んできた。工業都市へと発展した近代では、就労の場を求めて多くの人が集まり、現代では国際化の進展により様々な外国人市民が集う都市として多彩な文化の集積地となっており、多様性を受け入れ、育ててきた歴史がその文化の基底にある。

地理的にも、多摩川に沿って東京湾から細長く伸びる地形により、海に臨む景観から、稲毛川崎二ヶ領用水沿いの水潤む光景、そして里山の緑の重なる風景に至るまで、変化に富んだ多様な様相を呈し、文化の一面を形作っている。

こうした歴史と風土が織り成す人々の営みの中で、川崎市の多様な文化は育ち、芸術が芽生えたのであるが、古来、文化芸術は、人の心に潤いと安らぎを与え、感性を豊かにし、生きる喜びをもたらしてきた。また、文化芸術は、人の発想や創造力を豊かにし、共感する心を育(はぐく)み、相互理解を深め、明日を担う子どもたちが健やかに成長する土壌をつくり、高齢者の心のよりどころとなってきた。更に、災害時の困難を乗り越える大きな力となっているだけでなく、都市生活を変革する力となり、都市の個性を表現し、生き生きとした経済活動の基盤をつくる原動力ともなっている。

このように文化芸術は、今日、市民が人間らしく豊かに暮らすために不可欠のものであり、世界平和の礎を築き、都市生活の質を高める重要な役割を担うとともに、創造的な市民や企業を育て、持続的に発展する都市をつくり出す源となるものである。

ここに、川崎市は、これまで培われてきた文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造の促進を図ることにより、個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりを進めるため、この条例を制定する。

### (目的)

第 1 条 この条例は、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、並びに市、市民及び企業の役割を明らかにするとともに、文化芸術の振興に関する施策（以下「文化芸術振興施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主性及び創造性が発揮されることを旨として、文化芸術振興施策の総合的な推進を図り、もって個性と魅力が輝き、市民が生き生きと心豊かに暮らせるまちづくりに寄与することを目的とする。

### (基本理念)

第 2 条 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性及び創造性が尊重されなければならない。

2 文化芸術の振興に当たっては、優れた文化芸術が深い感動と喜びをもたらすことを踏まえ、市民が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境が整備され、文化芸術の発展が図られなければならない。

3 文化芸術の振興に当たっては、文化芸術の多様性を尊重し、地域で育まれてきた多様で特色ある文化芸術の保存及び活用並びに市の内外の地域との文化芸術の交流が図られなければならない。

4 前 3 項に定めるもののほか、文化芸術の振興に当たっては、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 2 条に定める事項が尊重されなければならない。

### (市の役割)

第 3 条 市は、市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に行うことができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策を推進することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(市民及び企業の役割)

第4条 市民及び企業は、文化芸術活動の担い手として、その活力及び創意を生かすとともに、文化芸術活動を支援することを通じて、文化芸術を振興する役割を担うものとする。

(文化芸術振興施策)

第5条 市は、文化芸術振興施策の推進に当たっては、広く市民が文化芸術の恵沢を享受できるよう努めるとともに、市民及び企業と協働して行うよう留意するものとする。

2 市は、文化芸術振興施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(他の施策への文化的視点)

第6条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化的な視点に配慮するよう努めるものとする。

(文化芸術振興計画)

第7条 市長は、文化芸術振興施策を総合的かつ計画的に推進するため、川崎市文化芸術振興計画(以下「振興計画」という。)を策定するものとする。

2 振興計画は、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 本市の文化芸術の振興を持続的に推進するために必要な仕組みの整備に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の振興に関し必要な事項

3 市長は、振興計画を策定しようとするときは、川崎市文化芸術振興会議の意見を聴くとともに、市民の意見を反映させるための必要な措置を講じなければならない。

4 市長は、振興計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、振興計画の変更について準用する。

(文化アセスメント)

第8条 市長は、振興計画に基づく事業の成果又は経過について、川崎市文化芸術振興会議の評価(以下「文化アセスメント」という。)を受けなければならない。

2 川崎市文化芸術振興会議は、文化アセスメントを行う場合において、必要があると認めるときは、事業の見直しその他の勧告をすることができる。

3 市長は、文化アセスメントを受けたときは、その内容を公表するものとする。

4 市長は、振興計画の変更に当たっては、文化アセスメントの内容を反映させるよう努めるものとする。

(文化芸術振興会議)

第9条 この条例に定めるもののほか、文化芸術の振興に関する重要事項について、市長の諮問に応じ、調査審議するため、川崎市文化芸術振興会議(以下「振興会議」という。)を置く。

2 振興会議は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、市民及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 第3項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、振興会議に臨時委員を置くことができる。

6 前各項に定めるもののほか、振興会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第7条から第9条までの規定は、規則で定める日から施行する。

附 則(平成29年10月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 7 川崎市文化芸術振興会議規則

平成 17 年 9 月 15 日規則第 99 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市文化芸術振興条例（平成 17 年川崎市条例第 8 号）第 9 条第 6 項の規定に基づき、川崎市文化芸術振興会議（以下「振興会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 振興会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、振興会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 振興会議は会長が招集し、会長はその会議の議長となる。

2 振興会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 振興会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 振興会議は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 振興会議は、必要に応じ部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を振興会議に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 振興会議の庶務は、市民文化局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他振興会議の運営に関し必要な事項は、会長が振興会議に諮って定める。

附 則

この規則は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## 8 文化芸術基本法

平成 13 年法律第 148 号

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第六条）

第二章 文化芸術推進基本計画等（第七条・第七条の二）

第三章 文化芸術に関する基本的施策（第八条—第三十五条）

第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備（第三十六条・第三十七条）

附則

文化芸術を創造し、享受し、文化的な環境の中で生きる喜びを見出すことは、人々の変わらない願いである。また、文化芸術は、人々の創造性をはぐくみ、その表現力を高めるとともに、人々の心のつながりや相互に理解し尊重し合う土壌を提供し、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成するものであり、世界の平和に寄与するものである。更に、文化芸術は、それ自体が固有の意義と価値を有するとともに、それぞれの国やそれぞれの時代における国民共通のよりどころとして重要な意味を持ち、国際化が進展する中であって、自己認識の基点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるものである。

我々は、このような文化芸術の役割が今後においても変わることなく、心豊かな活力ある社会の形成にとって極めて重要な意義を持ち続けると確信する。

しかるに、現状をみるに、経済的な豊かさの中にありながら、文化芸術がその役割を果たすことができるような基盤の整備及び環境の形成は十分な状態にあるとはいえない。二十一世紀を迎えた今、文化芸術により生み出される様々な価値を生かして、これまで培われてきた伝統的な文化芸術を継承し、発展させるとともに、独創性のある新たな文化芸術の創造を促進することは、我々に課された緊要な課題となっている。

このような事態に対処して、我が国の文化芸術の振興を図るためには、文化芸術の礎たる表現の自由の重要性を深く認識し、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することを旨としつつ、文化芸術を国民の身近なものとし、それを尊重し大切にしよう包括的に施策を推進していくことが不可欠である。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が人間に多くの恵沢をもたらすものであることに鑑み、文化芸術に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、文化芸術に関する施策の基本となる事項を定めることにより、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者（文化芸術活動を行う団体を含む。以下同じ。）の自主的な活動の促進を旨として、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の自主性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者の創造性が十分に尊重されるとともに、その地位の向上が図られ、その能力が十分に発揮されるよう考慮されなければならない。

3 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民がその年齢、障害の有無、経済的な状況又は居住する

地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

- 4 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国及び世界において文化芸術活動が活発に行われるような環境を醸成することを旨として文化芸術の発展が図られるよう考慮されなければならない。
- 5 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。
- 6 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、地域の人々により主体的に文化芸術活動が行われるよう配慮するとともに、各地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の発展が図られなければならない。
- 7 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、我が国の文化芸術が広く世界へ発信されるよう、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進が図られなければならない。
- 8 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、乳幼児、児童、生徒等に対する文化芸術に関する教育の重要性に鑑み、学校等、文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）、家庭及び地域における活動の相互の連携が図られるよう配慮されなければならない。
- 9 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く国民の意見が反映されるよう十分配慮されなければならない。
- 10 文化芸術に関する施策の推進に当たっては、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが重要であることに鑑み、文化芸術の固有の意義と価値を尊重しつつ、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の各関連分野における施策との有機的な連携が図られるよう配慮されなければならない。

#### （国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、文化芸術に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、文化芸術に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （国民の関心及び理解）

第五条 国は、現在及び将来の世代にわたって人々が文化芸術を創造し、享受することができるとともに、文化芸術が将来にわたって発展するよう、国民の文化芸術に対する関心及び理解を深めるように努めなければならない。

#### （文化芸術団体の役割）

第五条の二 文化芸術団体は、その実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めなければならない。

#### （関係者相互の連携及び協働）

第五条の三 国、独立行政法人、地方公共団体、文化芸術団体、民間事業者その他の関係者は、基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協働するよう努めなければならない。

#### （法制上の措置等）

第六条 政府は、文化芸術に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 文化芸術推進基本計画等

### (文化芸術推進基本計画)

第七条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、文化芸術に関する施策に関する基本的な計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 文化芸術推進基本計画は、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項その他必要な事項について定めるものとする。
- 3 文部科学大臣は、文化審議会の意見を聴いて、文化芸術推進基本計画の案を作成するものとする。
- 4 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の施策に係る事項について、第三十六条に規定する文化芸術推進会議において連絡調整を図るものとする。
- 5 文部科学大臣は、文化芸術推進基本計画が定められたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 前三項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

### (地方文化芸術推進基本計画)

第七条の二 都道府県及び市（特別区を含む。第三十七条において同じ。）町村の教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の条例の定めるところによりその長が文化に関する事務（文化財の保護に関する事務を除く。）を管理し、及び執行することとされた地方公共団体（次項において「特定地方公共団体」という。）にあっては、その長）は、文化芸術推進基本計画を参酌して、その地方の実情に即した文化芸術の推進に関する計画（次項及び第三十七条において「地方文化芸術推進基本計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 特定地方公共団体の長が地方文化芸術推進基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該特定地方公共団体の教育委員会の意見を聴かななければならない。

## 第三章 文化芸術に関する基本的施策

### (芸術の振興)

第八条 国は、文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術（次条に規定するメディア芸術を除く。）の振興を図るため、これらの芸術の公演、展示等への支援、これらの芸術の制作等に係る物品の保存への支援、これらの芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (メディア芸術の振興)

第九条 国は、映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術（以下「メディア芸術」という。）の振興を図るため、メディア芸術の制作、上映、展示等への支援、メディア芸術の制作等に係る物品の保存への支援、メディア芸術に係る知識及び技能の継承への支援、芸術祭等の開催その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (伝統芸能の継承及び発展)

第十条 国は、雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能（以下「伝統芸能」という。）の継承及び発展を図るため、伝統芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

### (芸能の振興)

第十一条 国は、講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能（伝統芸能を除く。）の振興を図るため、これらの芸能の公演、これに用いられた物品の保存等への支援、これらの芸能に係る知識及び技能の継承への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生活文化の振興並びに国民娯楽及び出版物等の普及)

第十二条 国は、生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化をいう。）の振興を図るとともに、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽をいう。）並びに出版物及びレコード等の普及を図るため、これらに関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化財等の保存及び活用)

第十三条 国は、有形及び無形の文化財並びにその保存技術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術の振興等)

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際交流等の推進)

第十五条 国は、文化芸術に係る国際的な交流及び貢献の推進を図ることにより、我が国及び世界の文化芸術活動の発展を図るため、文化芸術活動を行う者の国際的な交流及び芸術祭その他の文化芸術に係る国際的な催しの開催又はこれへの参加、海外における我が国の文化芸術の現地の言語による展示、公開その他の普及への支援、海外の文化遺産の修復に関する協力、海外における著作権に関する制度の整備に関する協力、文化芸術に関する国際機関等の業務に従事する人材の養成及び派遣その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策を講ずるに当たっては、我が国の文化芸術を総合的に世界に発信するよう努めなければならない。

(芸術家等の養成及び確保)

第十六条 国は、文化芸術に関する創造的活動を行う者、伝統芸能の伝承者、文化財等の保存及び活用に関する専門的知識及び技能を有する者、文化芸術活動に関する企画又は制作を行う者、文化芸術活動に関する技術者、文化施設の管理及び運営を行う者その他の文化芸術を担う者（以下「芸術家等」という。）の養成及び確保を図るため、国内外における研修、教育訓練等の人材育成への支援、研修成果の発表の機会の確保、文化芸術に関する作品の流通の促進、芸術家等の文化芸術に関する創造的活動等の環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術に係る教育研究機関等の整備等)

第十七条 国は、芸術家等の養成及び文化芸術に関する調査研究の充実を図るため、文化芸術に係る大学その他の教育研究機関等の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国語についての理解)

第十八条 国は、国語が文化芸術の基盤をなすことにかんがみ、国語について正しい理解を深めるため、国語教育の充実、国語に関する調査研究及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(日本語教育の充実)

第十九条 国は、外国人の我が国の文化芸術に関する理解に資するよう、外国人に対する日本語教育の充実を図るため、日本語教育に従事する者の養成及び研修体制の整備、日本語教育に関する教材の開発、日本語教育を行う機関における教育の水準の向上その他の必要な施策を講ずるものとする。

(著作権等の保護及び利用)

第二十条 国は、文化芸術の振興の基盤をなす著作権者の権利及びこれに隣接する権利（以下この条において「著作権等」という。）について、著作権等に関する内外の動向を踏まえつつ、著作権等の保護及び公正な利用を図るため、著作権等に関する制度及び著作物の適正な流通を確保するための環境の整備、著作権等の侵害に係る対策の推進、著作権等に関する調査研究及び普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の鑑賞等の機会の充実)

第二十一条 国は、広く国民が自主的に文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会の充実を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示等への支援、これらに関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者、障害者等の文化芸術活動の充実)

第二十二条 国は、高齢者、障害者等が行う文化芸術活動の充実を図るため、これらの者の行う創造的活動、公演等への支援、これらの者の文化芸術活動が活発に行われるような環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(青少年の文化芸術活動の充実)

第二十三条 国は、青少年が行う文化芸術活動の充実を図るため、青少年を対象とした文化芸術の公演、展示等への支援、青少年による文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校教育における文化芸術活動の充実)

第二十四条 国は、学校教育における文化芸術活動の充実を図るため、文化芸術に関する体験学習等文化芸術に関する教育の充実、芸術家等及び文化芸術団体による学校における文化芸術活動に対する協力への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の充実)

第二十五条 国は、劇場、音楽堂等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、公演等への支援、芸術家等の配置等への支援、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(美術館、博物館、図書館等の充実)

第二十六条 国は、美術館、博物館、図書館等の充実を図るため、これらの施設に関し、自らの設置等に係る施設の整備、展示等への支援、芸術家等の配置等への支援、文化芸術に関する作品等の記録及び保存への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における文化芸術活動の場の充実)

第二十七条 国は、国民に身近な文化芸術活動の場の充実を図るため、各地域における文化施設、学校施設、社会教育施設等を容易に利用できるようにするための措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(公共の建物等の建築に当たっての配慮等)

第二十八条 国は、公共の建物等の建築に当たっては、その外観等について、周囲の自然的環境、地域の歴史及び文化等との調和を保つよう努めるものとする。

2 国は、公共の建物等において、文化芸術に関する作品の展示その他の文化芸術の振興に資する取組を行うよう努めるものとする。

(情報通信技術の活用の推進)

第二十九条 国は、文化芸術活動における情報通信技術の活用の推進を図るため、文化芸術活動に関する情報通信ネットワークの構築、美術館等における情報通信技術を活用した展示への支援、情報通信技術を活用した文化芸術に関する作品等の記録及び公開への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等)

第二十九条の二 国は、文化芸術に関する施策の推進を図るため、文化芸術の振興に必要な調査研究並びに国の内外の情報の収集、整理及び提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等)

第三十条 国は、地方公共団体及び民間の団体等が行う文化芸術の振興のための取組を促進するため、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間の支援活動の活性化等)

第三十一条 国は、個人又は民間の団体が文化芸術活動に対して行う支援活動の活性化を図るとともに、文化芸術活動を行う者の活動を支援するため、文化芸術団体が個人又は民間の団体からの寄附を受けることを容易にする等のための税制上の措置、文化芸術団体が行う文化芸術活動への支援その他の必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(関係機関等の連携等)

第三十二条 国は、第八条から前条までの施策を講ずるに当たっては、芸術家等、文化芸術団体、学校等、文化施設、社会教育施設、民間事業者その他の関係機関等との連携が図られるよう配慮しなければならない。

2 国は、芸術家等及び文化芸術団体が、学校等、文化施設、社会教育施設、福祉施設、医療機関、民間事業者等と協力して、地域の人々が文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造する機会を提供できるようにするよう努めなければならない。

(顕彰)

第三十三条 国は、文化芸術活動で顕著な成果を収めた者及び文化芸術の振興に寄与した者の顕彰に努めるものとする。

(政策形成への民意の反映等)

第三十四条 国は、文化芸術に関する政策形成に民意を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保するため、芸術家等、学識経験者その他広く国民の意見を求め、これを十分考慮した上で政策形成を行う仕組みの活用等を図るものとする。

(地方公共団体の施策)

第三十五条 地方公共団体は、第八条から前条までの国の施策を勘案し、その地域の特性に応じた文化芸術に関する施策の推進を図るよう努めるものとする。

#### 第四章 文化芸術の推進に係る体制の整備

(文化芸術推進会議)

第三十六条 政府は、文化芸術に関する施策の総合的、一体的かつ効果的な推進を図るため、文化芸術推進会議を設け、文部科学省及び内閣府、総務省、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の連絡調整を行うものとする。

(都道府県及び市町村の文化芸術推進会議等)

第三十七条 都道府県及び市町村に、地方文化芸術推進基本計画その他の文化芸術の推進に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

附 則〔平成十三年十二月七日法律第百四十八号〕抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(文化芸術に関する施策を総合的に推進するための文化庁の機能の拡充等の検討)

第二条 政府は、文化芸術に関する施策を総合的に推進するため、文化庁の機能の拡充等について、その行政組織の在り方を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成三〇年六月八日法律第四二号〕抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則〔平成三〇年六月一三日法律第四七号〕抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

## 9 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律

平成 24 年法律第 49 号

### 目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本的施策（第十条—第十六条）

附則

我が国においては、劇場、音楽堂等をはじめとする文化的基盤については、それぞれの時代の変化により変遷を遂げながらも、国民のたゆまぬ努力により、地域の特性に応じて整備が進められてきた。

劇場、音楽堂等は、文化芸術を継承し、創造し、及び発信する場であり、人々が集い、人々に感動と希望をもたらし、人々の創造性を育み、人々が共に生きる絆（きずな）を形成するための地域の文化拠点である。また、劇場、音楽堂等は、個人の年齢若しくは性別又は個人を取り巻く社会的状況等にかかわらず、全ての国民が、潤いと誇りを感じることでできる心豊かな生活を実現するための場として機能しなくてはならない。その意味で、劇場、音楽堂等は、常に活力ある社会を構築するための大きな役割を担っている。

さらに現代社会においては、劇場、音楽堂等は、人々の共感と参加を得ることにより「新しい広場」として、地域コミュニティの創造と再生を通じて、地域の発展を支える機能も期待されている。また、劇場、音楽堂等は、国際化が進む中では、国際文化交流の円滑化を図り、国際社会の発展に寄与する「世界への窓」にもなることが望まれる。

このように、劇場、音楽堂等は、国民の生活においていわば公共財ともいふべき存在である。

これに加え、劇場、音楽堂等で創られ、伝えられてきた実演芸術は、無形の文化遺産でもあり、これを守り、育てていくとともに、このような実演芸術を創り続けていくことは、今を生きる世代の責務とも言える。

我が国の劇場、音楽堂等については、これまで主に、施設の整備が先行して進められてきたが、今後は、そこにおいて行われる実演芸術に関する活動や、劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な人材の養成等を強化していく必要がある。また、実演芸術に関する活動を行う団体の活動拠点が大都市圏に集中しており、地方においては、多彩な実演芸術に触れる機会が相対的に少ない状況が固定化している現状も改善していかなければならない。

こうした劇場、音楽堂等を巡る課題を克服するためには、とりわけ、個人を含め社会全体が文化芸術の担い手であることについて国民に認識されるように、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家、国及び地方公共団体、教育機関等が相互に連携協力して取り組む必要がある。

また、文化芸術の特質を踏まえ、国及び地方公共団体が劇場、音楽堂等に関する施策を講ずるに当たっては、短期的な経済効率性を一律に求めるのではなく、長期的かつ継続的に行うよう配慮する必要がある。

ここに、このような視点に立ち、文化芸術基本法の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の役割を明らかにし、将来にわたって、劇場、音楽堂等がその役割を果たすための施策を総合的に推進し、心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展を期するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）の基本理念にのっとり、劇場、音楽堂等の活性化を図ることにより、我が国の実演芸術の水準の向上等を通じて実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業、関係者並びに国及び地方公共団体の役割、基本

的施策等を定め、もって心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現並びに国際社会の調和ある発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「劇場、音楽堂等」とは、文化芸術に関する活動を行うための施設及びその施設の運営に係る人的体制により構成されるもののうち、その有する創意と知見をもって実演芸術の公演を企画し、又は行うこと等により、これを一般公衆に鑑賞させることを目的とするもの（他の施設と一体的に設置されている場合を含み、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業又は同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業を行うものを除く。）をいう。

2 この法律において「実演芸術」とは、実演により表現される音楽、舞踊、演劇、伝統芸能、演芸その他の芸術及び芸能をいう。

(劇場、音楽堂等の事業)

第三条 劇場、音楽堂等の事業は、おおむね次に掲げるものとする。

- 一 実演芸術の公演を企画し、又は行うこと。
- 二 実演芸術の公演又は発表を行う者の利用に供すること。
- 三 実演芸術に関する普及啓発を行うこと。
- 四 他の劇場、音楽堂等その他の関係機関等と連携した取組を行うこと。
- 五 実演芸術に係る国際的な交流を行うこと。
- 六 実演芸術に関する調査研究、資料の収集及び情報の提供を行うこと。
- 七 前各号に掲げる事業の実施に必要な人材の養成を行うこと。
- 八 前各号に掲げるもののほか、地域社会の絆の維持及び強化を図るとともに、共生社会の実現に資するための事業を行うこと。

(劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者の役割)

第四条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者は、劇場、音楽堂等の事業（前条に規定する劇場、音楽堂等の事業をいう。以下同じ。）を、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に行うことを通じて、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(実演芸術団体等の役割)

第五条 実演芸術に関する活動を行う団体及び芸術家（以下「実演芸術団体等」という。）は、それぞれその実情を踏まえつつ、自主的かつ主体的に、実演芸術に関する活動の充実を図るとともに、劇場、音楽堂等の事業に協力し、実演芸術の水準の向上等に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(国の役割)

第六条 国は、この法律の目的を達成するため、劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策を総合的に策定し、及び実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(地方公共団体の役割)

第七条 地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び当該地方公共団体の区域内の劇場、音楽堂等を積極的に活用しつつ実施する役割を果たすよう努めるものとする。

(劇場、音楽堂等の関係者等の相互の連携及び協力等)

第八条 劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者、実演芸術団体等その他の関係者（次項及び第十六条第二項において「劇場、音楽堂等の関係者」という。）並びに国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を策定し、及び実施するに当たっては、劇場、音楽堂等の関係者の自主性を尊重するものとする。

(国及び地方公共団体の措置)

第九条 国及び地方公共団体は、この法律の目的を達成するため、必要な助言、情報の提供、財政上、金融上及び税制上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第二章 基本的施策

(国際的に高い水準の実演芸術の振興等)

第十条 国は、国際的に高い水準の実演芸術の振興並びに我が国にとって歴史上又は芸術上価値が高い実演芸術の継承及び発展を図るため、次に掲げる施策その他必要な施策を講ずるものとする。

- 一 独立行政法人を通じて劇場、音楽堂等の事業を行うこと。
  - 二 地方公共団体が講ずる劇場、音楽堂等に関する施策、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する民間事業者（次項及び第十二条第二項において「民間事業者」という。）が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援を行うこと。
- 2 前項に定めるもののほか、国は、地方公共団体及び民間事業者に対し、その求めに応じて、我が国の実演芸術の水準の向上に資する事業を行うために必要な知識又は技術等の提供に努めるものとする。

(国際的な交流の促進)

第十一条 国は、外国の多彩な実演芸術の鑑賞の機会が国民に提供されるようにするとともに、我が国の実演芸術の海外への発信を促進するため、我が国の劇場、音楽堂等が行う国際的な交流への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(地域における実演芸術の振興)

第十二条 地方公共団体は、地域の特性に応じて当該地域における実演芸術の振興を図るため、劇場、音楽堂等の事業の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、国民がその居住する地域にかかわらず等しく、実演芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、前項の規定に基づき地方公共団体が講ずる施策、民間事業者が行う劇場、音楽堂等の事業及び実演芸術団体等が劇場、音楽堂等において行う実演芸術に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の養成及び確保等)

第十三条 国及び地方公共団体は、制作者、技術者、経営者、実演家その他の劇場、音楽堂等の事業を行うために必要な専門的能力を有する者を養成し、及び確保するとともに、劇場、音楽堂等の職員の資質の向上を図るため、劇場、音楽堂等と大学等との連携及び協力の促進、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国民の関心と理解の増進)

第十四条 国及び地方公共団体は、劇場、音楽堂等において行われる実演芸術に対する国民の関心と理解を深めるため、教育活動及び啓発活動の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、この法律に基づく施策を実施するに当たっては、国民の理解を得るよう努めるものとする。

(学校教育との連携)

第十五条 国及び地方公共団体は、学校教育において、実演芸術を鑑賞し、又はこれに参加することができるよう、これらの機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針)

第十六条 文部科学大臣は、劇場、音楽堂等を設置し、又は運営する者が行う劇場、音楽堂等の事業の活性化のための取組に関する指針を定めることができる。

- 2 文部科学大臣は、前項の指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、劇場、音楽堂等の関係者の意見を聴くものとする。
- 3 文部科学大臣は、第一項の指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

- 2 政府は、この法律の施行後適当な時期において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、劇場、音楽堂等の事業及びその活性化による実演芸術の振興の在り方について総合的に検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則〔平成二九年六月二三日法律第七三号〕抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

## 10 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律

平成 30 年法律第 47 号

### 目次

- 第一章 総則（第一条—第六条）
- 第二章 基本計画等（第七条・第八条）
- 第三章 基本的施策（第九条—第十九条）
- 第四章 障害者文化芸術活動推進会議（第二十条）
- 附則

#### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、文化芸術が、これを創造し、又は享受する者の障害の有無にかかわらず、人々に心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、文化芸術基本法（平成十三年法律第百四十八号）及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、障害者による文化芸術活動（文化芸術に関する活動をいう。以下同じ。）の推進に関し、基本理念、基本計画の策定その他の基本となる事項を定めることにより、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって文化芸術活動を通じた障害者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「障害者」とは、障害者基本法第二条第一号に規定する障害者をいう。

##### （基本理念）

第三条 障害者による文化芸術活動の推進は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- 一 文化芸術を創造し、享受することが人々の生まれながらの権利であることに鑑み、国民が障害の有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるよう、障害者による文化芸術活動を幅広く促進すること。
  - 二 専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された文化芸術の作品が高い評価を受けており、その中心となっているものが障害者による作品であること等を踏まえ、障害者による芸術上価値が高い作品等の創造に対する支援を強化すること。
  - 三 地域において、障害者が創造する文化芸術の作品等（以下「障害者の作品等」という。）の発表、障害者による文化芸術活動を通じた交流等を促進することにより、住民が心豊かに暮らすことのできる住みよい地域社会の実現に寄与すること。
- 2 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を講ずるに当たっては、その内容に応じ、障害者による文化芸術活動を特に対象とする措置が講ぜられ、又は文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施において障害者による文化芸術活動に対する特別の配慮がなされなければならない。

##### （国の責務）

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

##### （地方公共団体の責務）

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、障害者による文化芸術活動の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(財政上の措置等)

第六条 政府は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

## 第二章 基本計画等

(基本計画)

第七条 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画(以下この章において「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 障害者による文化芸術活動の推進に関する施策についての基本的な方針
  - 二 障害者による文化芸術活動の推進に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策
  - 三 前二号に掲げるもののほか、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 基本計画に定める前項第二号に掲げる施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。
- 4 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 5 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 6 文部科学大臣及び厚生労働大臣は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。
- 7 第四項及び第五項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(地方公共団体の計画)

第八条 地方公共団体は、基本計画を勘案して、当該地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画を定めるよう努めなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

## 第三章 基本的施策

(文化芸術の鑑賞の機会の拡大)

第九条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を鑑賞する機会の拡大を図るため、文化芸術の作品等に関する音声、文字、手話等による説明の提供の促進、障害者が文化芸術施設(劇場、音楽堂、美術館、映画館等の文化芸術活動のための施設をいう。第十一条において同じ。)を円滑に利用できるようにその構造及び設備を整備すること等の障害の特性に応じた文化芸術を鑑賞しやすい環境の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の創造の機会の拡大)

第十条 国及び地方公共団体は、障害者が文化芸術を創造する機会の拡大を図るため、障害者が社会福祉施設、学校等において必要な支援を受けつつ文化芸術を創造することができる環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術の作品等の発表の機会の確保)

第十一条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等の発表の機会を確保するため、文化芸術施設その他公共的な施設におけるその発表のための催し(障害者の作品等が含まれるように行われる一般的な文化芸術の作品等の発表のための催しを含む。)の開催の推進、芸術上価値が高い障害者の作品等の海外への発信その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の評価等)

第十二条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等が適切な評価を受けることとなるよう、障害者の作品等についての実情の調査及び専門的な評価のための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等について適切に記録及び保存が行われることとなるよう、その保存のための場所の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(権利保護の推進)

第十三条 国及び地方公共団体は、障害者の作品等に係るこれを創造した障害者の所有権、著作権その他の権利の保護を図るため、関連する制度についての普及啓発、これらの権利に係る契約の締結等に関する指針の作成及び公表、その締結に際しての障害者への支援の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(芸術上価値が高い作品等の販売等に係る支援)

第十四条 国及び地方公共団体は、芸術上価値が高い障害者の作品等に係る販売、公演その他の事業活動について、これが円滑かつ適切に行われるよう、その企画、対価の授受等に関する障害者の事業者との連絡調整を支援する体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動を通じた交流の促進)

第十五条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動を通じた交流を促進するため、障害者が小学校等を訪問して文化芸術活動を行う取組の支援、特別支援学校の生徒等と他の学校の生徒等が文化芸術活動を行い、相互に交流する場の提供、文化芸術に係る国際的な催しへの障害者の参加の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(相談体制の整備等)

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者による文化芸術活動について、障害者、その家族その他の関係者からの相談に的確に応ずるため、地域ごとの身近な相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十七条 国及び地方公共団体は、第九条の説明の提供又は環境の整備に必要な知識又は技術を有する者、第十条の支援を行う者、第十二条第一項の評価を担う専門家、前条の相談に応ずる者その他の障害者による文化芸術活動の推進に寄与する人材の育成及び確保を図るため、研修の実施の推進、大学等における当該育成に資する教育の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

(情報の収集等)

第十八条 国は、障害者による文化芸術活動の推進に関する取組の効果的な実施に資するよう、国内外における当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行う等、障害者による文化芸術活動に関する調査研究の推進及びその成果の普及に必要な施策を講ずるものとする。

(関係者の連携協力)

第十九条 国及び地方公共団体は、第九条から前条までの施策の円滑かつ効果的な推進のため、国及び地方公共団体の関係機関、障害者による文化芸術活動を支援する社会福祉法人その他の団体、大学その他の教育研究機関、事業者等の相互間の連携協力体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。

#### 第四章 障害者文化芸術活動推進会議

第二十条 政府は、文化庁、厚生労働省、経済産業省その他の関係行政機関の職員をもって構成する障害者文化芸術活動推進会議を設け、障害者による文化芸術活動の推進に関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るための連絡調整を行うものとする。

2 前項の関係行政機関は、障害者による文化芸術活動の推進に関し学識経験を有する者によって構成する障害者文化芸術活動推進有識者会議を設け、同項の連絡調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

附 則〔平成三十年六月十三日号外法律第四十七号〕抄  
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

第2期川崎市文化芸術振興計画（改訂版）  
平成31(2019)年3月

川崎市市民文化局市民文化振興室  
〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2  
電話：044-200-2029 FAX：044-200-3248  
E-mail：25bunka@city.kawasaki.jp

第1章 第2期文化芸術振興計画の改訂にあたって

1 改訂の経緯

- (H13.12) 文化芸術振興基本法(旧法)
(H17.4) 川崎市文化芸術振興条例
(H20.3) (第1期)川崎市文化芸術振興計画
(H26.3) 第2期川崎市文化芸術振興計画(概ね10年間)
⇒ 以後の状況変化を踏まえ第2期計画の「改訂版」を策定

2 第2期計画について

- これまでの取組内容及び課題に対する視点の整理

Table with 2 columns: 取組内容, 課題に対する視点. Content includes: 計画の基本目標や施策の目的に沿った取組が行われていることを確認, イベント等の充実、市民や活動団体等との連携強化、広報や情報発信の強化等

- 重点施策に関する状況の確認
・重点施策：基本目標を達成する上で重要な取組

Table with 2 columns: 重点, 内容. Content includes: 【重点1】文化芸術を活かしたまちづくりによる川崎の魅力増進と地域の活性化, 【重点2】次世代の担い手である青少年が身近に文化芸術を体験できる場づくり, 【重点3】バリアフリープログラムの推進による誰もが文化芸術を楽しめる機会づくり

3 第2期計画策定後の文化芸術を取り巻く状況の変化

- (1) 社会状況の変化
・全国と本市の人口推移、外国人居住者・旅行者の増加
・インターネット、スマートフォン、SNS等の普及拡大
(2) 国の動向
・(H29) 文化芸術基本法(旧法の改正)
→ (H30) 文化芸術推進基本計画
・(H30) 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律
(3) 本市の状況
・(H28) 総合計画
・(H28) 「かわさきパラムーブメント第1期推進ビジョン」
・(H30) 「 ” ” 第2期推進ビジョン」

4 本市の文化芸術振興の現状

- (1) 文化芸術を活用したまちづくり
・地域で受け継がれてきた文化芸術
・市内の文化関連施設
・音楽や映像を活用したまちづくり
・地域の文化芸術資源を活用した取組
(2) 第2期計画策定後の新たな取組
・「かわさきパラムーブメント」関連：障害のある方による文化芸術活動に関する普及促進及び多様な活動主体の中間支援の取組
・地域資源の活用：浮世絵等の活用、若者文化の発信
⇒ 更なる推進のため改訂版へ反映、継続した取組の検討・実施の必要性

第2章 本計画の基本的な考え方

1 計画の改訂の方針

〈改訂方針〉

- ◎ 計画体系は第2期計画を基本的に継続
◎ 第2期計画策定後の新規事業等を改訂版に反映
◎ 重点施策は「横断的な視点」に位置付けを改める
◎ 計画全体の指標として総合計画の指標を活用

- 文化芸術を通じたダイバーシティ(多様性)とソーシャル・インクルージョン(社会的包摂)の推進
○ 更なる都市イメージの向上やシビックプライドの醸成

2 本市の文化芸術振興施策の基本方針

- 振興条例の趣旨に基づく基本的な方針
⇒ 計画の体系や施策の展開における上位に位置付け

〈基本方針〉

- ① 文化芸術の振興による創造的で持続的なまちづくりの推進
② 市民の主体的な文化芸術活動の尊重と支援
③ 関係機関等との連携による文化芸術の振興と地域づくり
④ 文化芸術活動を通じた都市・地域間の交流の推進

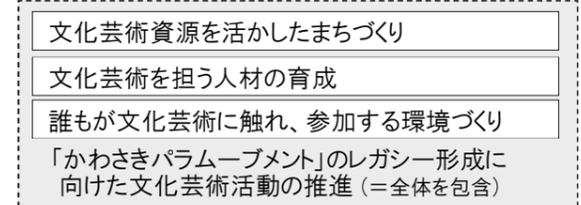
3 本計画の位置づけ

- 総合計画をはじめ関連する分野別計画との整合
○ 文化芸術基本法による地方公共団体の計画に位置付け
→ 国の文化芸術推進基本計画を参照
○ 対象とする文化芸術は文化芸術基本法に準拠
○ 川崎市文化財保護活用計画との関連性
○ 産業、観光、福祉等関連分野との連携・協力

4 計画期間

- 平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間

5 これからの本市の文化芸術振興の方向性

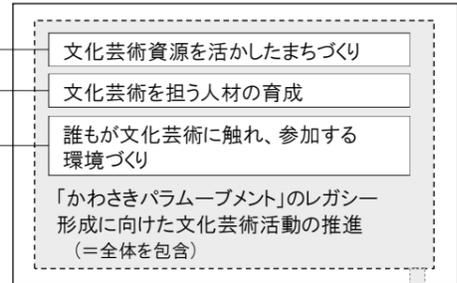


第3章 本計画の体系と施策の展開

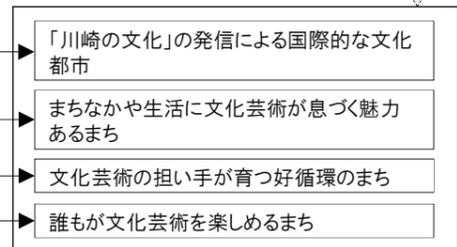
1 本計画で目指すまちの姿

- 前章「これからの本市の文化芸術振興の方向性」を踏まえ、本計画の推進により目指すべきまちの姿を定める

〈これからの本市の文化芸術振興の方向性〉



〈本計画で目指すまちの姿〉



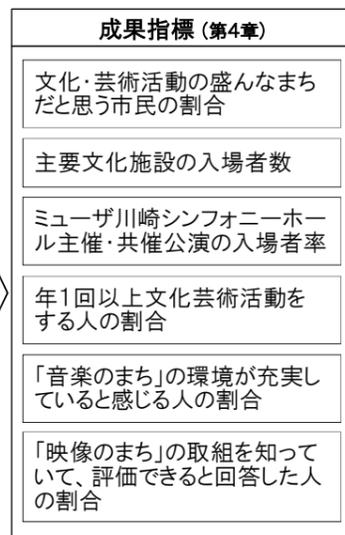
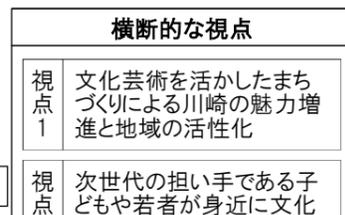
- 「本計画で目指すまちの姿」を達成するため、3つの「基本目標」と、基本目標を達成するための「施策」を定め、具体的な取組を推進

2 基本目標と施策の展開

Main content area containing three basic goals and their corresponding measures. Goal 1: Cultural arts and local characteristics/activating resources. Goal 2: Talent cultivation and cooperation. Goal 3: Environment for citizens to engage with arts. Includes detailed measures and implementation strategies for each.

3 横断的な視点

- 3つの基本目標に関する重要な要素を取組推進の「横断的な視点」として整理



第4章 計画の推進について

1 各主体に期待される役割

- 市民、文化団体、文化芸術分野における専門家、大学、企業等の各主体に期待される役割と相互の連携・協働
○ (公財)川崎市文化財団に求められる役割と機能強化
・文化芸術活動に参加しやすい環境づくり、多様な主体との連携・協働に向けた、市と文化財団との役割分担
市: 市民が文化芸術活動を自主的かつ創造的に進めることができるよう環境を整備するほか、文化芸術振興施策の推進を通じ、文化芸術を振興する役割を担う
財団: イベント等の事業実施はもとより、川崎の文化芸術を支える人材の育成や多様な活動主体との連携・コーディネートを行う中間支援の取組など専門的な組織としての役割を担う
→ 文化財団は市のサポートのもと機能強化を図る

2 文化関連施設に求められる役割

- 「文化芸術の創造拠点」、「市民の活動拠点」、「川崎市の魅力発信拠点」の3つの役割に沿って各施設を分類し、それぞれの役割を担っていく

3 計画の推進と評価

- (1) 成果指標
・総合計画の文化芸術関連指標を活用して設定
(2) 計画の進行管理・評価の体制
・川崎市文化芸術振興会議(附属機関)
・川崎市文化芸術振興庁内推進委員会
(3) 文化アセスメントを活用した施策の総合マネジメント
(4) 計画の年度管理

(巻末) 参考資料

本計画策定の経過 / 第2期計画におけるこれまでの取組と課題に対する視点
市民アンケート / 文化芸術団体へのアンケート / パブリックコメント手続結果
川崎市文化芸術振興条例 / 川崎市文化芸術振興会議規則
文化芸術基本法 / 劇場、音楽堂等の活性化に関する法律
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律